

第2次 浦添市男女共同参画行動計画

～てだこ女男プラン～



このプランは
男女共同参画のまち浦添市をめざして
行政・市民・事業者が協働で
まちづくりに取り組む計画です

平成17年度
沖縄県浦添市

.....

はじめに

一人ひとりが輝く

男女共同参画社会の実現



浦添市長 儀間 光 男

近年、わが国の社会経済情勢は、少子高齢化、国際化、情報化等に伴い私たちの日常生活も大きく変容し、女性の意識向上・変革等によりそのライフスタイルも変わってきております。

このような状況下で、長い歴史の中で構築されてきた男女の格差を見直し、男女の平等性、女性の権利や地位向上等、いわゆる『男女共同参画』の実現を目指す取り組みが世界的な規模で始まり、時代の転換期を迎えたと言っても過言ではありません。

本市においても、その潮流に乗り国や県の動向を踏まえ、女性の地位向上や社会参加を促進し『男女共同参加型社会の実現』を図るため、平成3年に10年間を計画期間とする『てだこ女性プラン』を策定し、市民及び行政の共通認識のもとに諸施策を推進してまいりました。

その成果を踏まえて、市民、行政、事業者等の意思が反映され協働で推進できるよう、第2次浦添市男女共同参画行動計画『てだこ女^{ひと}男プラン』を策定いたしました。

第2次プランは、10年間の計画期間の中で、特に大きな特徴として、メンズキッチンデーを設定し、行政・市民・事業者の協働でより効果的なネットワークの形成を図り、柔軟性と実効性の高い内容としたことであります。

まちづくりと人づくりは、市民と行政が一体となって進めることが重要であり、市民とともに話し合い、考えながら、真の男女平等社会の実現に努めてまいりますので、市民の皆様の深いご理解ご協力をお願い申し上げます。

おわりに、この計画の策定にあたり、ご意見、ご審議を頂きました「浦添市男女共同参画審議会」委員及び関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成18年3月

.....

男女共同参画とは

これまでの女性と男性の関係は、必ずしも対等とは言えず、社会的に女性の地位は低い状況に置かれてきました。一方、男性も仕事に追われ、家庭や地域とのかかわりが希薄になるなど、人間らしい生活ができにくい状況が生じています。

また、女だから男だからという理由だけで、したいことができなかつたり、選択肢が狭められたりして個人が持てる能力を十分に発揮できないこともあり、結果として社会の豊かさや活力を失わせることにもつながっています。

「女はこうあるべき」「男はこうあるべき」などのように性別による固定概念にとらわれず、男女がお互いに対等なパートナーとして尊重しあい、家庭、地域、学校、職場など社会のあらゆる分野で、共に考え、共に行動し、喜びも責任も分かち合うことを男女共同参画といいます。

国の第2次男女共同参画基本計画

国は、平成17年12月27日に『第2次男女共同参画基本計画』を策定しました。そこには、基本法にある「男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会づくり」の理念を継続して実現する方針が示されています。

2004年に出された『男女共同参画白書』によると、「夫婦の共働きがあたり前になり、性別による職業の制限もとりはらわれつつある。また、子供ができて女性も職業を続けることを希望する男性は37.2%、女性側は40.6%を占めている。」と報告されています。

少子高齢化社会の対応、男女の職業に対する意識の変化などをふまえ、『第2次男女共同参画基本計画』では、育児による退職女性の再就職・起業支援、子育て支援などの強化が重点プランとして策定されています。

も く じ

序 章 計画策定の背景

第 1 章 計画策定にあたっての基本的な考え方

- 1 . 計画策定の趣旨 6
- 2 . 上位計画・関連計画との関係 7

第 2 章 現状と課題

- 1 . 現状と課題のまとめ 10

第 3 章 基本理念・方針・重点目標・施策の体系

- 1 . 基本理念 14
- 2 . 方針 16
- 3 . 重点目標 18
- 4 . 施策の体系 20

第 4 章 アクションプラン

- 1 . 市民と行政の協働によるアクションプラン
“ メンズキッチンデー ” 30
- 2 . アクションプラン“ メンズキッチンデー ” の年次計画 . . . 31
- 3 . アクションプランを推進するためのアイデア 34

も く じ

第5章 実現に向けて

- 1 . 推進のしくみ 40
- 2 . 進行管理の流れ 41

資料編

- 43
- 1 . 現状と課題
 - ワークショップによる現状と課題
 - ヒアリングによる現状と課題
 - 行政職員アンケートによる現状と課題
- 2 . 浦添市男女共同参画審議会規則
- 3 . 浦添市男女共同参画施策推進本部設置要綱
- 4 . 男女共同参画社会基本法
- 5 . 用語の解説

序 章

計画策定の背景

序章

1. 国連と日本の動き

国連の動き

国連の提唱した「国際婦人年（1975年）」を契機に、女性の地位向上をめざす世界行動計画の策定、差別撤廃に関する条約が制定され、これを機に世界的な規模で男女平等の実現をめざす取り組みが始まりました。

国連は、1976年から1985年の10年間を「国連婦人の10年」と宣言し、固定的な性別役割分担の変革を掲げました。10年目の1985年には、「ナイロビ世界会議」が開かれ、10年間の成果を評価・検討し、婦人の地位向上のための戦略を採択し、世界に発信しました。

2000年（平成12年）には「行動要綱」の評価、さらなる課題を検討するために、ニューヨークで国連特別総会が開かれています。

日本の動き

日本は、第2次世界大戦後の新憲法において「すべて国民は、法の下に平等であって、人権、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」ことを定め、人権の尊重や男女の平等について明示しました。

しかし、現実には人権の尊重や男女の平等権はなかなか浸透せず、女性たちが自らの権利を主張し、運動をおこしました。また、国連では1976年から10年間を「国連婦人の10年」と宣言し、女性の地位向上を目指す「世界行動計画」をつくりました。このような国内の女性の動きや国連の動きによって、日本は女性の権利や地位向上に関して、1977年(昭和52年)に「国内行動計画」を策定し取り組みました。さらに1987年(昭和62年)には、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定しました。また、世界会議で採択された「女子差別撤廃条約」に批准(1985年)し、これにより「育児休業法」や「パートタイム労働法」の施行が実現しました。

1994年(平成6年)にこれまでの「女性問題担当室」を「男女共同参画室」に改め、1996年(平成8年)には、国内行動計画「男女共同参画2000プラン」を策定しています。

1999年(平成11年)には、男女共同参画社会基本法を制定。これによって、男女共同参画社会の実現を21世紀の日本社会の最重要課題として位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策をすすめていくことが重要であることを明記しました。そして翌年には、「男女共同参画基本計画」が策定されています。

このように、女性への保護、差別撤廃から、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、そして男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」すなわち、「男女共同参画社会」の実現へと動いています。

2 . 沖縄県の動き

沖縄県の動き

沖縄県では、国連や日本国内の取組に基づき、1976年(昭和51年)に県商工労働部労政課に婦人担当の専任職員が配置され、翌年には、「沖縄県婦人関係行政連絡会議」や「沖縄県婦人問題懇話会」が設置され、1979年(昭和54年)には「青少年婦人課」が設置され、本格的に婦人行政が推進され、そして、1984年(昭和59年)には、『婦人問題解決のための沖縄県行動計画』が策定されました。

1992年(平成4年)には、知事公室に「女性政策室」が設置され、これまでの「沖縄県婦人関係行政連絡会議」を新たに「沖縄県女性行政推進本部」が設置されました。翌年の1993年(平成5年)には、「男女共同参画社会の実現をめざす沖縄県行動計画～DEIGOプラン～」が策定されました。この行動計画の指針に基づき、同年に「財団法人おきなわ女性財団」が設立され、3年後の1996年(平成8年)には、「沖縄県女性総合センター“ているる”」が建設され女性の社会活動拠点として運営されています。

2002(平成14年)には、国が制定した「男女共同参画社会基本法」に基づき、『沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン21～』が新たに策定されました。そして、翌年(2003年)には、「沖縄県男女共同参画推進条例」が制定され、県・市町村、県民、事業者が一体となって男女共同参画社会づくりの推進が取り組まれています。

DEIGOプラン

- D . . . DEVELOPMENT (開発)
- E . . . EQUALITY (平等)
- I . . . INNOVATION (変革)
- G . . . GLOBAL (地球規模)
- O . . . OKINAWA (沖縄)

3 . 浦添市の動き

浦添市の動き

浦添市では、1988年(昭和63年)に、第2次浦添市総合計画に「婦人」の章を新設して、婦人担当主査を配置しました。同年「浦添市婦人問題会議」を設置して施策として取り組み始めました。

1990年(平成2年)に、「浦添市婦人問題会議」の名称を「浦添市女性会議」に変更し、『浦添市てだこ女性プラン』策定のための答申をしました。

この第1次浦添市てだこ女性プランを指針として、浦添市の男女共同参画社会への実現にむけて諸施策を推進してきました。平成4年に女性施策推進本部を設置して女性行政担当を配置し、庁内調整の機能をもたせました。また、翌年には女性団体や青年団体の活動および交流の拠点として「ハーモニーセンター」を建設し運営をしています。

「浦添市てだこ女性プラン」策定から5年目には、浦添市女性会議を設け、過去5年間の評価と今後の施策への展望や要望が出されています。これによると、「このプランが市民へ浸透しているとは言い難く、強力な啓発活動を継続して行う必要がある。また、行政の実施体制の強化と横断的なネットワークで効果的にとりくむ必要がある」等が指摘されています。浦添市では、後期(平成8年～12年度)はこの答申を受けてプランの推進に努めてきました。

「浦添市てだこ女性プラン」が終了した翌年には、実績調査報告書を出し、第3次浦添市総合計画に「男女共同参画社会の実現」を位置づけています。総合計画には、基本構想・3章まちづくりの方向・2節未来へはばたく交流文化都市が位置付けられています。

平成14～15年度の2ヶ年間は、ひきつづき、企画部女性行政担当を調整役として設置し、講演会、シンポジウム、女性団体連絡協議会10周年フェスティバル等の開催や職員アンケートなどを実施してきました。そして、平成16年度は「第2次行動計画」の策定にむけて市民と行政の協働による「男女共同参画ワークショップ」を実施し、報告書を作成しました。

平成17年度に「第2次浦添市男女共同参画行動計画」を策定し、男女共同参画推進条例の制定については、行動計画を推進していくなかで検討していきます。

第1章

計画策定にあたっての基本的な考え方

第1章

1. 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の趣旨

男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）に基づいた、浦添市における男女共同参画社会の推進に関する基本計画および行動計画です。

策定にあたっては、平成16年度に実施した第1次行動計画の評価およびワークショップ報告書を反映させて計画素案を作成し、これを浦添市男女共同参画審議会において審議されたものです。

この計画は、「男女共同参画社会」づくりの一環として、浦添市の特性、実情をふまえた、浦添市独自の計画です。

(2) 計画の名称

「第2次浦添市男女共同参画行動計画」～てだこ女男^{ひと}プラン～

(3) 計画の期間

平成18年度から平成27年度までの10年間とする。

行動計画（アクションプラン）は、3年おきに見直します。

ただし、社会情勢の変化に応じて必要と認める場合は、部分的な修正を行うものとします。

(4) 計画の性格

- (1) 浦添市における男女共同参画社会の形成を促進させるための施策展開の基本となるもので、施策の基本方針とその目標及び具体的施策を示すものです。
- (2) 平成3(1991)年度に策定された「浦添市てだこ女性プラン」の計画期間満了に伴う後継計画です。
- (3) 男女共同参画社会基本法第9条、第14条に基づき、地方公共団体の責務、市町村の努力義務として策定されるものです。
- (4) 国の「男女共同参画基本計画」、県の「沖縄県男女共同参画計画」との整合性を図りつつ本市が主体的に取り組む施策として策定されるものです。
- (5) 「第3次浦添市総合計画」との整合性を図り策定されるものです。

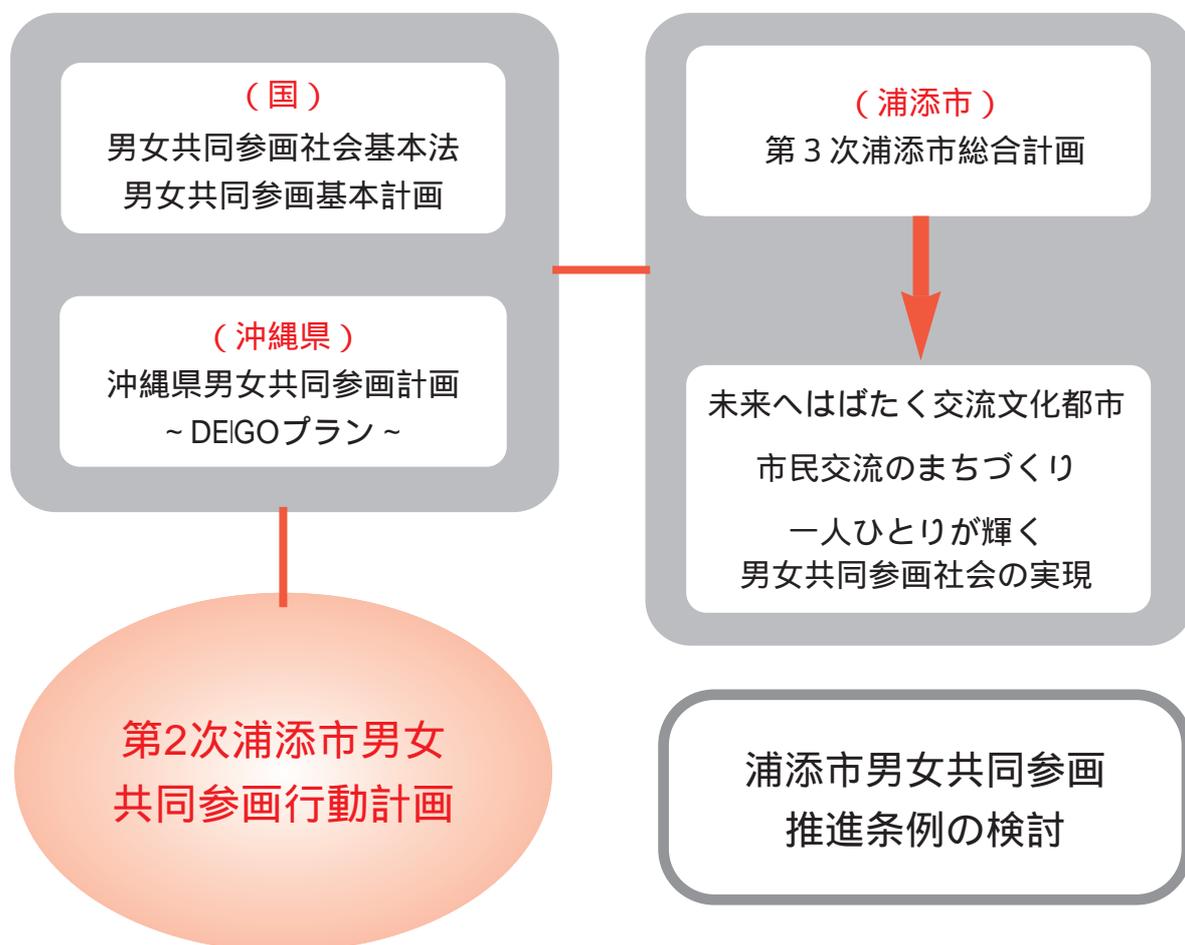
2. 上位計画・関連計画との関係

(1) 上位計画・関連計画との関係

「第2次浦添市男女共同参画行動計画」は、

男女共同参画社会基本法に基づき、
国・県の
行動計画を関連計画とした、

第3次浦添市総合計画に位置づけられた部門別計画です。



「男女共同参画社会基本法」については、資料編をご参照下さい。

(2) 第3次浦添市総合計画での位置づけ

- 1) 第3次浦添市総合計画は、浦添市のまちづくりの基本となる計画です。この計画の期間は2001年(平成13年)から2010年(平成22年)までの10年間です。社会の動向と対応について、少子高齢化社会、国際高度情報化社会、生涯学習社会・男女共同参画社会、地球環境問題、地方分権社会、等の5つの項目でとらえ、基本構想・方針と基本計画をたてています。
- 2) 男女共同参画社会の形成のとりくみは、総合計画において、次の3つの方針を前提として位置づけられています。
生きる力と創造力のある人材を育成する生涯学習の環境整備
風格を与える歴史環境・伝統文化の保存・整備・活用
多様なコミュニティ活動の拡充と協働型社会の醸成
- 3) 第3次浦添市総合計画・基本計画において、男女共同参画社会の形成への取り組みは、次のように位置づけられています。

市民交流のまちづくり

これからのまちづくりは、市民の国際的な広い視野と身近な地域を大切に作る心に支えられた、交流の広がりやコミュニティの形成が重要な基盤となります。そのためには、私たちが性別や国籍、障害などにとらわれず、それぞれの個性を認め合う社会環境を育むことが大切です。市民があらゆる活動へ積極的に参加し、多様な個性と能力を発揮できる地域コミュニティや国際交流など、市民交流が活発で平和なまちづくりを進めます。

1) 活動と参加に支えられた活力ある地域社会
地域コミュニティ活動の拡充
地域・まちづくりへの参加の促進

2) 国際交流を基調とした平和なまちづくり
国際交流・国際協力の推進
世界平和への貢献

3) 一人ひとりが輝く男女共同参画社会の実現
国際交流・国際協力の推進
女性の社会参画の促進
男女共同参画を可能にする環境整備

第2章

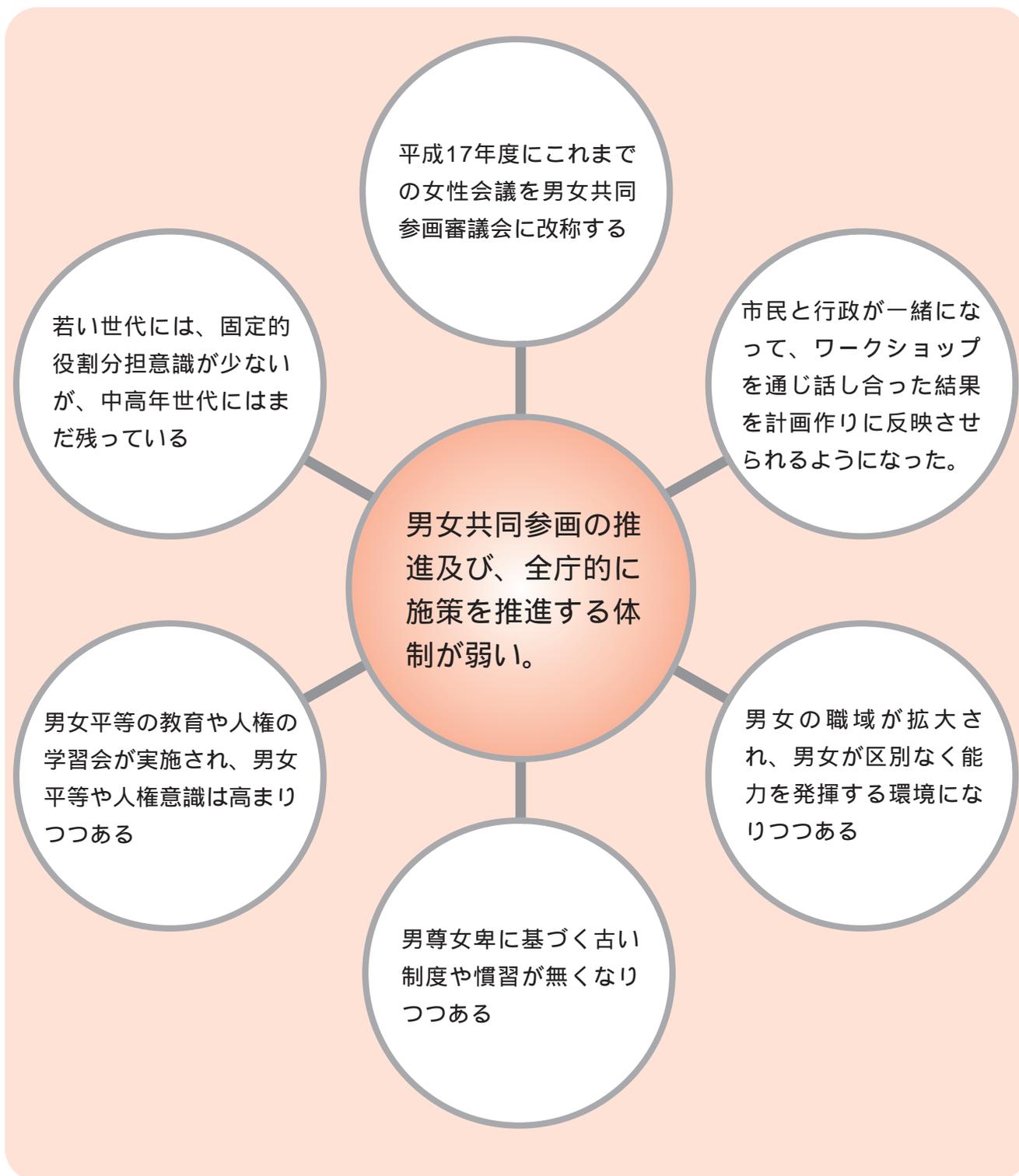
現状と課題

第2章

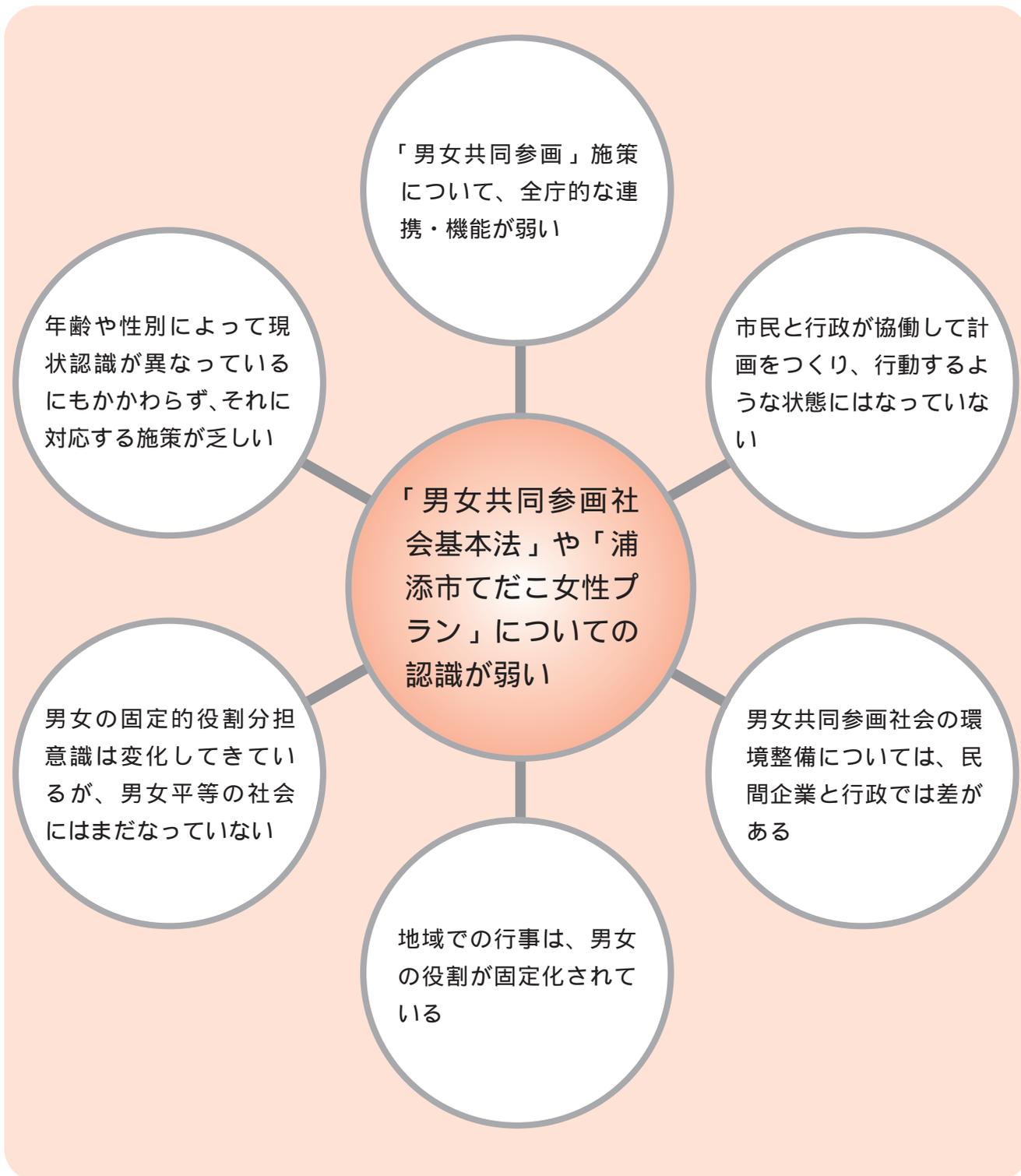
1. 現状と課題のまとめ

市民、行政職員の協働によるワークショップおよびヒアリングから出た課題をまとめました。資料編も参照ください。

(1) 現状のまとめ



(2)課題のまとめ



第3章

基本理念・方針・重点目標・施策の体系

第3章

1. 基本理念

「男女共同参画社会」の定義や理念を、みんながわかりやすくとりくむために、標語をつくりました。

標語

あなたとわたしのチャンスは平等
同じ社会の女男だから

～^{だんじょ}男女が認め合い、生きる社会～

男女が、お互いを認めあい、人権を尊重しあい、社会の対等な構成員として、自分の意思で社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が保障される地域社会をつくります。

そのような地域社会の形成によって、男女はともに利益を受け、ともに責任も担うことができます。

浦添市は、行政、市民、事業者が一体となって、男女間の格差を是正するための環境整備をします。

5つの基本理念

浦添市は、男女共同参画社会基本法に定められた基本理念を遵守し、浦添市の実情にあった行動計画をたて実施します。

1. 男女の人権の尊重

「女だから、男だから」ということで活動の場を制限されることなく、一人一人が個人として尊重され、その能力を発揮する機会を確保します。また、暴力や性別による差別的取り扱いを受けない社会をつくります。

2. 家庭生活と他の活動との両立

家庭を構成している男女が、ともに力を合わせて家事や子育てや介護などをしながら、それぞれの仕事や社会活動もできるような家庭や地域社会づくりをします。

3. 制度や慣行の改善

「上に立つのは男、女はその補助」といった差別による役割分担の固定化がないように、男女で話し合っ、制度や慣習の改善に努めます。

4. 政策等の立案及び意思決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として政策の立案および意思決定に参画する機会をつくります。

5. 平和・国際社会への貢献

国際的な取り組みにも目を向け、男女共同参画社会の実現に向けての国際的な取り組みの成果や経緯を積極的にいかすとともに、平和な国際社会への貢献に務めます。

2. 方針

「現状と課題」をふまえて協議し、方針をたてました。

1. 行政・市民・事業者の協働で実現

行政と市民と事業者が主体的に関われ、かつ、わかりやすい計画をたて、それぞれの役割を分担して実践します。

2. 計画の実行・評価・修正ができるしくみづくり

効果が測れる目標をたて、実行・評価・修正できるしくみをつくります。

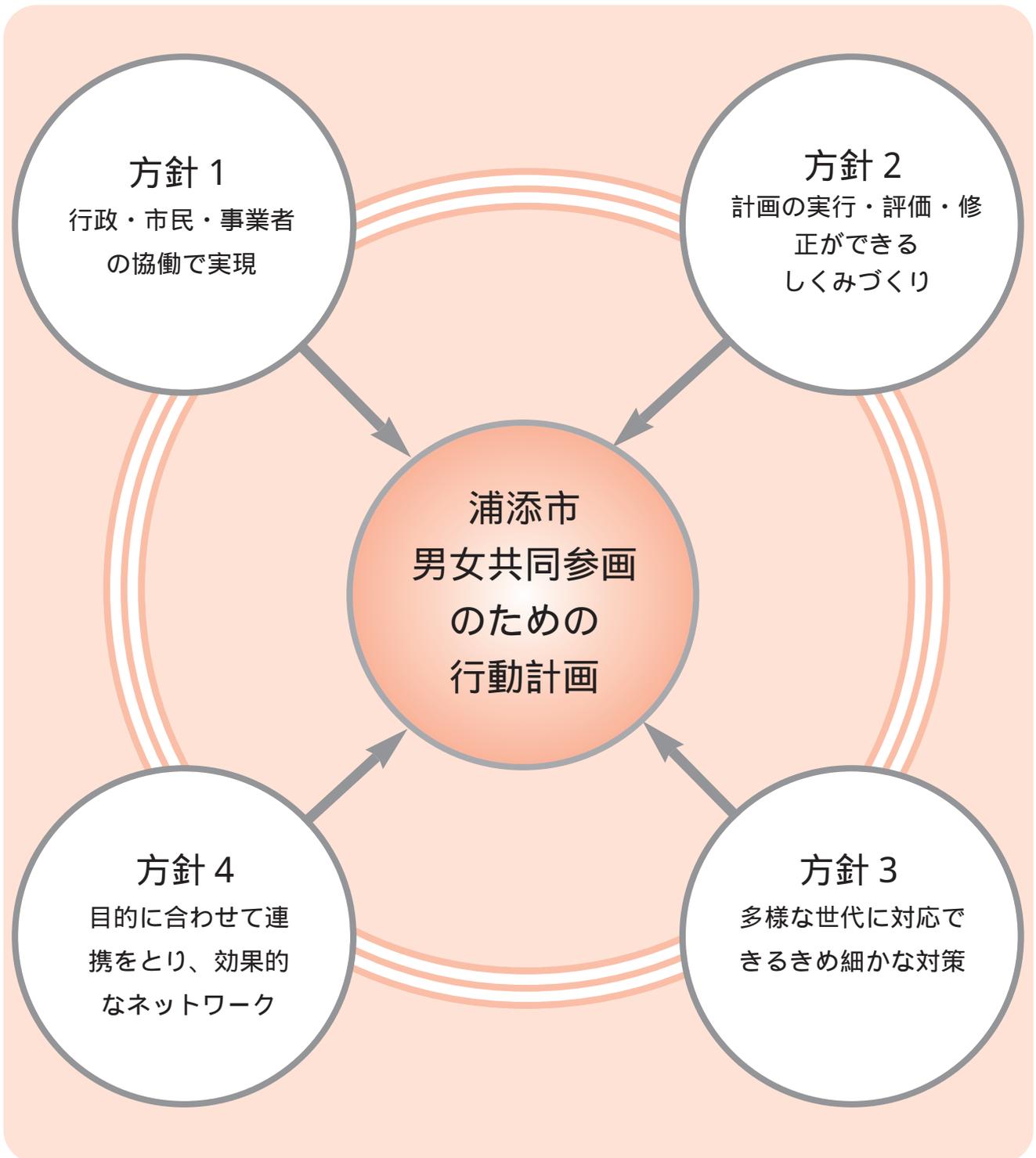
3. 多様な世代に対応できるきめ細かな対策

世代や性別の違いにより、男女平等に対する認識は様々です。多様なライフサイクルに応じて実践できる対策をたてます。

4. 目的に合わせて連携をとり、効果的なネットワーク

縦割りの壁をのりこえ、目的に合わせたネットワークで行政・市民・事業者が手をつないで、効果的に実行します。

4つの方針をもって行動計画の実施にあたります。



3. 重点目標

計画を具体的に推進するために平成18年度～20年度までの3年間の目標を定め、評価のめやすにします。

1. ほとんどの市民が「男女共同参画」の言葉と、その意味をわかるようにする。

わが国では、平成11年に男女共同参画社会基本法が制定され、男女共同参画社会の実現を21世紀の日本社会の最重要課題と位置づけ、男女共同参画社会の実現に向けて諸施策を推進してきました。

しかし、平成16年度の市民ワークショップアンケートによると10代～30代のほとんどが男女共同参画という言葉を知らないと答え、40代～60代の人言葉は知っていても意味や内容を知っている人は少ないという結果が出ました。市職員アンケートでも同様な結果が出ています。基本法の制定から6年、ただこ女性プランの策定から14年を経過した現在でも男女共同参画が浸透してない状況です。

2. 人権を尊重し、ジェンダーの視点をふまえた教育や学習機会の充実、広報・啓発を行い、意識改革を促す。

「男は仕事、女は家庭」「男はこうあるべき」「女はこうするべき」といったジェンダー(社会的文化的につくられた性差)に起因する差別や性別役割分担意識を解消するには家庭・学校・地域等における役割が非常に大きく、家庭教育、幼児教育、学校教育、社会教育等、すべての領域においてジェンダーの視点をふまえた教育がおこなわれることが重要です。このジェンダーに関わる問題を正しく理解し、それにとらわれない生き方を培うために行政、市民、事業者を対象にした研修や学習機会を充実させ、広報・啓発を積極的に行い、意識改革を促します。

3. 男女共同参画行政の総合調整機能を強化する。

浦添市では、平成6年男女共同参画社会の実現に向けて、女性行政担当を企画課に配置し、庁内の総合調整機能を持たせました。

また、平成5年には女性、青年団体の交流活動の拠点としてハーモニーセンターがオープンしました。しかし、いまだに男女共同参画が市民、事業者、行政にも浸透しているとは言い難く、第2次行動計画を推進するためには、男女共同参画担当のこれまで以上の各課の関連施策を総合調整するコーディネート機能の強化が必要です。

4. 浦添市ハーモニーセンターを男女共同参画を推進する拠点として位置づけ、男女共同参画行政と連携を図る。

ハーモニーセンターはこれまで男女共同参画を推進する拠点としての位置づけがありませんでした。男女共同参画を推進するためには、ハーモニーセンターを男女共同参画推進センターとして位置づけ、男女共同参画に関する学習プログラム等の開発や各種事業を充実させ、さらに、男女共同参画担当と連携して施策を推進します。

5. あらゆる暴力の根絶をめざし、環境整備を行う。

セクシャルハラスメントやDV（ドメスティックバイオレンス）等の女性に対する暴力は人権侵害であり、男女共同参画を阻害する重大な問題である。

相談員等のジェンダーの視点に基づいた各種研修を実施し、被害者に対する相談と自立支援、加害者対策までの体制を確立し、各課、関係機関が連携し総合的に取り組む。

6. 審議会委員の男女の割合が40%未満にならないようにする。また、全ての審議会・委員会に女性を登用する。

男女共同参画社会を実現するには、政策、方針決定の場へ女性の参画が不可欠です。

本市においては平成8年度～12年度に積極的に推進すべき課題として、審議会等委員への女性の登用率を30%に定め、また全ての審議会・委員会に女性を登用することを目標に取り組んできました。平成17年度の本市の審議会等委員の女性の登用率は27.9%と目標数値に達成しつつあるものの、いまだに女性委員ゼロの審議会・委員会があり、女性の登用は保健、福祉、教育関連に偏っている状況です。今後は積極的改善措置（ポジティブアクション）を図り、審議会において、男女の割合が40%未満にならないようにします。

浦添市の審議会等における女性委員の登用状況（平成17年4月1日現在）

自治法180条の5 合計				202条の3・その他 審議会等合計				審議会等合計			
計	女性	男性	割合	計	女性	男性	割合	計	女性	男性	割合
14	1	13	7.1%	337	97	240	28.7%	351	98	253	27.9%

4 . 施策の体系

男女共同参画のまち・浦添市

基本施策

具体的施策

(1)男女の人権の尊重

- ①情報の収集、整備、提供
- ②市民、学校、行政、事業所等の研修担当者への研修
- ③学校、社会教育分野における研修、学習プログラムの研究・作成
- ④あらゆる性暴力(DV、虐待、レイプ、セクシャルハラスメント等)の防止と根絶

(2)男女共同参画の視点に立った慣習、制度の見直し

- ①情報の収集、整備、提供
- ②市職員等への研修
- ③学校と社会教育分野における学習プログラムの研究、作成
- ④学校、社会教育分野における講座や学習会の開催

新規事業

主管課

主な事業

主管課および関係部署

(企)広報企画調整 (国)「広報うらそえ」の発行、マスメディアの活用 (ハ)県内外広報誌の提供、広報誌「ハーモニーだより」	企画課、国際交流課、図書館、 ハーモニーセンター
(企)行政、生涯学習、学校、企業分野の研修担当者への研修(混 合名簿等の検討) (教)学校における混合名簿等の検討	企画課、教育委員会総務課、 職員課、商工産業課
(ハ)カリキュラム研究作成のための企画・連絡調整 (ハ)コミュニケーション能力を高めるためのアサーティブネス講 座、地域リーダー養成講座(きらり女男)	ハーモニーセンター、企画課、 学校教育課、生涯学習振興課、 中央公民館
(職)セクシャルハラスメント防止研修実施、内部相談窓口の設 置・相談員の配置、外部相談窓口(第三者専門機関の活用) (ハ)女性のための護身術、地域リーダー養成講座(きらり女男) (児)浦添市児童虐待防止連絡協議会の運営、女性相談員の配置、 パンフレット配布・マニュアルの配布 (保)情報収集、虐待予防、対策を児童家庭課相談員と連携をとり ながら実施 (市)人権意識の啓発及び人権相談	児童家庭課、企画課、学校教育課、 保育課、ハーモニーセンター、職員課、 市民生活課
(国)「広報うらそえ」の発行、マスメディアの活用 (ハ)広報誌「ハーモニーだより」	国際交流課、企画課、図書館、 ハーモニーセンター
(職)国県研修専門機関への職員を派遣	職員課、企画課、ハーモニーセンター
(ハ)学習プログラムの研究、作成のための企画、連絡調整、地域 リーダー養成講座	生涯学習振興課、企画課、中央公民館、 ハーモニーセンター、健康推進課
(生)ハーモニーセンター、中央公民館との連携、調整による講 座、学習会の実施 (ハ)講演会(男女共同参画社会づくり) (青)少年の船 (中)中央公民館講座	ハーモニーセンター、企画課、 生涯学習振興課、中央公民館、 健康推進課、青少年育成課

男女共同参画のまち・浦添市

基本施策

具体的施策

(3)政策・方針決定過程
への女性の参画の拡大

- ①情報の収集、整備、提供
- ②事業所、関係機関・団体、行政等の女性管理職の人材ネットワークづくり
- ③行政、事業所の女性の職域拡大と管理職の登用
- ④女性の審議会等委員への積極的登用
- ⑤女性の政治参画の促進

(4)雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

- ①情報の収集、整備、提供
- ②雇用や母性保護に関する法令、制度等の啓発
- ③求職者への就職支援
- ④職業能力の開発、支援

新規事業

主管課

主な事業

主管課および関係部署

<p>(情)政策の情報提供・開示 (企)企画調整、情報誌「階」の発行 (国)「広報誌うらそえ」の発行、マスメディアの活用 (図)資料の収集、提供 (ハ)県内外情報誌の提供、広報誌「ハーモニーだより」</p>	<p>企画課、国際交流課、情報政策課、 図書館、ハーモニーセンター</p>
<p>(企)企画調整 (ハ)女性ネットワーク推進会議</p>	<p>ハーモニーセンター、企画課、 商工産業課</p>
<p>(企)登用促進と女性職員への啓発と研修</p>	<p>企画課、職員課、ハーモニーセンター</p>
<p>(企)審議会委員の目標数達成のための各課調整 (ハ)地域リーダー養成講座 (企)啓発と研修 (職)講座の開設</p>	<p>企画課、ハーモニーセンター</p>
<p>(ハ)地域リーダー養成講座</p>	<p>企画課、ハーモニーセンター</p>

<p>(企)企画調整 (商)制度、法令等の情報提供 (国)「広報うらそえ」発行、マスメディアの活用 (図)資料の収集、提供 (ハ)広報誌「ハーモニーだより」</p>	<p>商工産業課、企画課、 国際交流課、図書館</p>
<p>(商)制度、法令等の普及、啓蒙</p>	<p>商工産業課、企画課、児童家庭課、 ハーモニーセンター、保育課</p>
<p>(商)雇用制度の普及促進 (ハ)広報誌「ハーモニーだより」、資格取得講座、 就職支援セミナー（女性講座）</p>	<p>ハーモニーセンター、企画課、 商工産業課</p>
<p>(商)パソコン、簿記、そろばん等の講座開設 (ハ)パソコン講座</p>	<p>商工産業課、企画課、中央公民館</p>

男女共同参画のまち・浦添市

基本施策

具体的施策

(5)男女の職業生活と家庭・地域生活の両立と支援

- ①情報の収集、整備、提供
- ②少子化や多様な生き方に対応する子育て支援
- ③ひとり親世帯への支援
- ④男性の家事、育児、介護への参加の促進
- ⑤地域社会での男女共同参画の促進
- ⑥子育て就労の両立を支える就労関係の充実

(6)高齢期の男女が安心して生き生き暮らせる環境整備

- ①情報の収集、整備、提供
- ②介護の支援
- ③保健、福祉の支援
- ④所得保障、資産管理などの生活安定に関する学習機会の提供
- ⑤高齢者の人材活用のための環境整備

新規事業

主管課

主な事業

主管課および関係部署

(国)「広報うらそえ」発行、マスメディアの活用 (企)広報企画調整 (ハ)県内外情報誌の提供、広報誌「ハーモニーだより」	企画課、国際交流課、図書館、 ハーモニーセンター、 生涯学習課
(保)地域子育て支援センター事業、トライアングルルーム事業、認可保育所における地域活動事業、ファミリーサポートセンター事業、保育所の地域交流事業、児童センター運営事業、通常保育事業、障害児保育事業、延長保育事業、休日保育事業、一時保育事業、特定保育事業	保育課、企画課
(福)支援費制度、心身障害者小規模作業所補助金助成事業 (児)「浦添市ひとり親家庭自立促進計画」、母子・父子家庭児童生徒入学励金支給事業、母子家庭等宿泊旅費助成事業、乳幼児健康支援一時預かり事業、父子家庭ホームヘルプ事業、母子家庭等福祉資金貸し付け、児童扶養手当の支給、母子父子家庭等医療費助成、養育費について広報啓発活動、女性相談員、母子相談員の配置 (建)市営住宅のひとり親世帯優先入居への優先的入居	児童家庭課、企画課、 福祉課、建築工事課
(市)クリーングリーングレイシャス(C.G.G)運動 (中)「男の料理」 (ハ)地域リーダー養成(きらり女男)	市民生活課、企画課、福祉課、 中央公民館、ハーモニーセンター
(市)クリーングリーングレイシャス(C.G.G)運動	市民生活課、企画課、福祉課、 中央公民館、ハーモニーセンター
(保)浦添市次世代育成支援行動計画(てだこ親子プラン)に基づき、男性の育児休業取得の促進を事業所及び事業員に対して啓発する (職)浦添市特定非営利活動法人事業主行動計画(すくすくプラン)に基づき、男性職員の育児休業取得率の目標数値を定め、その達成に努めるとともに、育児休業者の円滑な職場復帰等について職場全体で支援する	保育課、職員課 企画課

(企)広報企画調整 (国)「広報うらそえ」発行、マスメディアの活用	企画課、国際交流課、図書館
(介)外出支援サービス事業、軽度生活支援援助事業、住宅回収支援事業、寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業	介護長寿課、企画課
(健)健康づくり教室 (福)子育て支援のネットワーク強化、支援費制度、サンアビリティーズうらそえ管理運営事業、障害者生活支援事業、更生医療・舗装具交付事業、日用部給付事業、住宅改造費助成事業	健康推進課、企画課、福祉課、 国民健康保険課
(中)「遺言」の書き方講座 (ハ)地域リーダー養成講座(きらり女男)	中央公民館、企画課、 ハーモニーセンター
(介)かりゆしセンターの人材バンク登録事業 (商)シルバー人材センター事業、てだこ大学院	介護長寿課、企画課、 商工産業課、生涯学習振興課

男女共同参画のまち・浦添市

基本施策

具体的施策

(7)生涯を通じた男女の健康支援

- ①情報の収集、整備、提供
- ②性教育・学習の充実
- ③HIV、性感染症の予防と対策
- ④薬物乱用の予防と対策
- ⑤妊娠・出産期における女性の健康支援
- ⑥中高年期における男女の健康支援

(8)男女共同参画社会をみんなで推進するまちづくり

- ①情報の収集、整備、提供
- ②より多くの市民が関わりやすいアクションプラン「**メンズキッキングデー**」の実施
- ③男女共同参画行動計画の進捗管理と評価
- ④企画課のコーディネート機能の強化とネットワークづくり
- ⑤ハーモニーセンターの男女共同参画推進機能の強化と整備
- ⑥平和・国際社会への貢献

新規事業

主管課

主な事業

主管課および関係部署

(企)広報企画調整 (国)「広報うらそえ」の発行、マスメディアの活用	企画課、国際交流課
(健)思春期保健教育の連携 (学)保健の授業	健康推進課、企画課、学校教育課
(健)成人式でリーフレットなどを配布し予防を啓発	健康推進課、企画課
(健)相談窓口の設置	健康推進課、企画課、学校教育課
(健)マタニティ教室事業、新生児訪問事業	健康推進課、企画課
(健)市民検診事業 (介)食の自立支援事業、転倒・骨折予防教室、生きがい型老人サービス	健康推進課、企画課、介護長寿課、国民健康保険課

(企)広報企画調整 (国)「広報うらそえ」の発行、マスメディアの活用	企画課、国際交流課
(企)計画推進チームとの連携による計画の推進	企画課 ※アクションプラン
(企)計画の進捗管理と評価のための事務局	企画課
(企)計画推進のための関係各課との連絡調整と会議の運営	企画課
(企)ハーモニーセンターとの連携による男女共同参画の地域社会づくり、ハーモニーセンターの男女共同参画推進機能の支援 (ハ)企画との連携による男女共同参画地域社会づくり(地域リーダー養成講座、女性問題に関する専門家の人材登録、女性リーダーのネットワークづくり)	企画課、ハーモニーセンター
(国)外国青年招致事業、浦添市国際交流協会との連絡調整	国際交流課、企画課

第4章

アクションプラン

第4章

1. 市民と行政が協働するアクションプラン

名称

“ メンズキッチンデー ”

～ ^{ひとさら}一皿から広がる新しい^{かたち}関係 ～

位置付け

アクションプランは、第3章 4. 施策の体系・基本施策(8)「男女共同参画社会をみんなで推進するまちづくり」に位置付けられています。

ねらい

市民が関わりやすいアクションプランの実行で男女が助け合える家庭・地域・職場づくりをねらいとします。

背景

1999年(平成11年)に、日本は「男女共同参画社会基本法」を制定しました。法令や社会制度は、男女共同参画社会に向けて整いつつあります。しかし、家庭や職場や地域においては、男女が対等な機会を保障されるには、まだ多くの課題があります。

その要因には、男性と女性の認識の違いや世代間による教育環境の違い、これまでの長い歴史の中で積み重ねられてきた慣習や制度などがあげられます。

そのような実情をふまえて、浦添市では、2004年(平成16年)に市民と行政職員によるワークショップを開き、率直な意見や感想を出し合いました。そのワークショップから出された提案が「メンズキッチンデー」でした。翌年設置された「第2次浦添市男女共同参画・行動計画」策定のためのワーキングチームでは、昨年のワークショップ報告書を踏まえ、次のような視点で、「市民と行政の協働によるアクションプラン」を検討しました。

- ・ 総花的でなく、ひとつに絞り
- ・ 誰もがわかりやすい言葉で
- ・ 押しつけがましくなく、気軽にとりくめて
- ・ 理念実現に向けて相乗効果の高いアクションプラン

その結果、「メンズキッチンデー」がアクションプランとして提案されました。

2. アクションプラン“メンズキッチンデー”の年次計画

アクションプラン“メンズキッチンデー”の具体策を整理し、年次のなとりにくみとして体系化しました

※ は主管課

達成目標	18年度 内容	担当部署・団体
浦添市民と行政が一緒になって行動する	<ul style="list-style-type: none"> ・メンズキッチンデー推進委員会設置と会議の開催 ・メンズキッチンデーの制定 	企画課 浦添市男女共同参画行動計画推進チーム
メンズキッチンデーの意味をみんながわかるようになる	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット、ホームページ、マスコミなどで広報する ・名刺などに活用できるロゴマークをつくる ・公的イベントや既存の講座等と組んでキャンペーンをする 	企画課 国際交流課 市民生活課 生涯学習振興課 ハーモニーセンター マスメディア
メンズキッチンデーがきっかけに男性も家事ができるようになる	<ul style="list-style-type: none"> ・企業と組んで市内スーパーで「メンズキッチンデー食材割り引きセール」を男性客を対象に実施する 	商工産業課 企画課 商工会議所 各通り会 飲食店組合
	<ul style="list-style-type: none"> ・企業や市民などと組んで、既存の事業を活用してメンズキッチンデーにちなんだ料理講習会や学習会を開催する 	中央公民館 生涯学習振興課 企画課 商工産業課 ボーイスカウト ハーモニーセンター 自治会 調理師学校 工業高校 保育所
食をとおして、生活が豊かになる	<ul style="list-style-type: none"> ・健康や食の安全、家計管理、環境問題などの分野と連携した料理講習会や学習会を開催する 	企画課 健康推進課 生涯学習振興課 環境保全課 女団協 市民生活課
仲間がふえ、男女が協働できるような環境ができる	<ul style="list-style-type: none"> ・料理、買い物、講座などをおして男性の仲間づくりを図る ・男性の活動を支援する女性の仲間づくりを促進する 	中央公民館 市民生活課 自治会 企画課 保育課（保育所）

※ は主管課

19年度 内容	担当部署・団体
<ul style="list-style-type: none"> ・メンズキッチンデーの実行委員会の設置と運営 	<p>企画課 浦添市男女共同参画行動計画推進チーム</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・メンズキッチンデーの事例をホームページ、広報誌、マスコミなどで広報する ・市民インタビューや事例などを情報収集、提供をする ・趣旨に賛同する企業、団体、個人を募って、その方々をとおしてさらなる情報発信をする ・学校と組んで、「メンズキッチンデー」にちなんだ作文コンクールをする 	<p>企画課 国際交流課 市民生活課 生涯学習振興課 ハーモニーセンター 中央公民館 マスメディア</p> <p>学校教育課</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・企業と組んで、男性を対象にした割引セールを食材から花屋、クリーニング店にまで拡大する。また、協賛する企業や店を増やす 	<p>企画課 商工産業課 商工会議所 飲食店組合 各通り会</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店などの企業と組んで、男性の料理コンテストを開き、そのレシピを紹介する 	<p>商工産業課 企画課 中央公民館 商工会議所 調理師学校 工業高校</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・お父さん達に持って欲しいマイバックの作品コンクールを開催してマイバックの普及につなげる 	<p>企画課 中央公民館のサークル 環境保全課 リサイクルプラザ 学校教育課</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・健康や食の安全、家計管理、環境問題などの分野と連動した料理講習会や学習会の指導者の発掘と人材登録の人材バンクを作る 	<p>中央公民館 生涯学習振興課 企画課 市民生活課 環境保全課 スローフード協会 生涯学習振興課 ハーモニーセンター リサイクルプラザ</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・男性の仲間づくりを図る 	<p>中央公民館 市民生活課 自治会 企画課 保育課（保育所）</p>

※ は主管課

20年度 内容	担当部署・団体
<ul style="list-style-type: none"> ・ メンズキッチンデー実行委員会の設置と運営 ・ 3年間の成果を検証し、男女共同参画行動計画の次の策定につなぐ 	<p>企画課 浦添市男女共同参画行動計画推進チーム</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「メンズキッチンデー」を浦添市の年中行事として定着させる ・ 市民公開フォーラムを開催し、協力企業、関係団体を表彰する ・ 市広報誌、ホームページなどでこれまでの取り組みを知らせる ・ 学校、企業、社会教育などと組んで、「メンズキッチンデー」にちなんだ作文コンクールをする 	<p>企画課 国際交流課 学校教育課 市民生活課 生涯学習振興課 ハーモニーセンター 中央公民館 マスメディア</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 男性対象の割引セールを実施する 	<p>企画課 商工産業課 商工会議所 飲食店組合 各通り会</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食店などの企業と組んで男性の料理コンテストを開き、そのレシピを紹介する 	<p>商工産業課 企画課 中央公民館 学校教育課 商工会議所 調理師学校 工業高校</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ マイバックを持つ男性が増える 	<p>企画課 環境保全課 中央公民館 リサイクルプラザ</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 19年度に登録された人材を活用して、料理講習会・学習会を開催する。人材登録を引き続き実施する 	<p>生涯学習振興課 中央公民館 企画課、市民生活課 ハーモニーセンター 環境保全課 リサイクルプラザ</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 男性の仲間づくりが進む ・ 男性や女性の仲間づくりによる「メンズキッチンデー実行委員会」への参画を図る 	<p>中央公民館 市民生活課 自治会 企画課 保育課（保育所）</p>

3. アクションプランを推進するためのアイデア

市民と行政が協働して“メンズキッチンデー”を企画推進

- ・メンズキッチンデーのコンセプトを市政に浸透させ、庁内の合意をつくる
- ・メンズキッチンデーの意義を合意する
- ・各課が開催する行事においてメンズキッチンデーのコンセプトを取り入れる
- ・メンズキッチンデーを「月の第〇週〇曜日」といったように具体的に定める
- ・「ノー残業デー」などと組み合わせて効果的に「メンズキッチンデー」を設定

推進の方法は、当初は、推進チームをたちあげ、実体ができたら行政、市民、企業も一緒になって実行委員会に移行する

- ・市民と協働によるメンズキッチンデー企画の推進をはかる
- ・実行委員会立ち上げに市議も入れる
- ・推進組織は、行政関係課、関係機関、団体、企業、市民などがプランの内容と目的に合わせて連携をとり実施する

市広報誌、ホームページ、マスメディア、庁内放送、パンフレット、名刺活用などをおして“メンズキッチンデー”を広報する

- ・広報誌に連載する
- ・市公式HPでブログを開設する
- ・パンフレット・ポスターを作り効果的に配布する
- ・「ノー残業デー」の日に「今日はメンズキッチンデーです」と庁内放送を流す
- ・マスメディア等でキャンペーンをうってもらう
- ・名刺に自分の得意料理を明記する
- ・市長、市議の名刺に「私の得意料理は〇〇です」と、明記できるようにする

アクションプラン“メンズキッチンデー”を推進するためのアイデアです。

既存の事業や活動を活用して“メンズキッチンデー”にちなんだ講習会や催物を実施する

- ・ 中央公民館、自治公民館や学校などで料理体験教室を開く
- ・ 各課主催の事業においてメンズキッチンデーを取り入れる
- ・ 既存事業を活用してメンズキッチンデーにちなんだ講習会を開く(料理室・育児教室・介護教室など)
- ・ 自治会などでの活動に定期に開催できるように行政からの依頼と支援を行う

協賛企業とタイアップして、「メンズキッチンデー特売日、割引セール」などを催し、男性の買い物客をふやす

- ・ 市内スーパーに依頼する(目標3～5店)
- ・ 協賛企業とタイアップした「特売日セール」などを開催する
- ・ メンズキッチンデーに浦添市で買い物をすると割引あり。ポイントカードなど、男性が買い物にきたら割引やサービスなどをする
- ・ 花、クリーニングなどその他の業種に広げて、割引セールの店をふやす

“メンズキッチンデー”を小、中、高校、大学、専門学校と連携して、青少年にも参加を促す

- ・ 「メンズキッチンデー・マイバック」を高校、専門学校でデザインしてもらう
- ・ 小、中学校で「お父さんに持ってほしいマイバック父の日コンテスト」を実施する
- ・ 小、中学校で作文コンクール「ぼくのわたしのメンズキッチンデー」を実施する

.....

広報、フォーラム、ホームページブログ、インタビューなどをとおして、市民から具体的な情報や意見を取り、市民参加を促進する

- ・平成18年度、広報で1年間連載記事を載せ、周知の徹底を図る
- ・メンズキッチンデーの仲間づくり(事例紹介)
- ・我家の「父ちゃん自慢」「じいちゃん自慢」を広報に載せる
- ・浦添市職員による「私の一品」紹介ブログ(三役を皮切りにして、全職員が日替わりで連載)
- ・市民インタビュー
- ・浦添市のフォーラムを開催
- ・オリジナルレシピ募集
- ・メンズキッチンデーの作文募集
- ・広報うらそえで、自慢料理をピックアップ

既存のイベントとの組み合わせ、新しいアイデアで楽しく実行できる工夫をする

- ・てだこまつりのイベント企画など市民参加型のイベントを開催するなかから「メンズキッチンデー」の認知度を高める
- ・市主催のイベントで次のようなことを開催する
- ・浦添市の特産品料理コンテスト
- ・てだこまつりでのイベント
- ・料理教室
- ・「料理甲子園in浦添」を企画実施する
- ・「～5分料理大会～」
- ・「浦添市長杯～かしこく・がっちり・買い物ショー」

料理や買い物の気運が出たら、それ以外の家事、育児にもキャンペーン内容を増やす

- ・「おむつ早替えコンテスト」
- ・「ズバリいうわよ家事・育児クイズ～家事・育児コンテスト」
- ・「早洗いコンテスト」
- ・「ワイシャツアイロンがけコンテスト」
- ・「男のマイバックコンテスト」

“メンズキッチンデー”がキッチンだけにとどまらず、相乗効果を生むように、他の分野と連動して男女共同参画のまちづくりに貢献する

- ・「メンズキッチンデー」と「3kg減量運動」と連動して、健康に配慮した料理講習会を開く
- ・かしこい消費者をめざすクラス開催
- ・「エコバックと環境問題」などと組み合わせて、「メンズキッチンデー」の食と環境、安全をテーマにして講習会を開く
- ・市の特産品を活用したレシピづくり
- ・居酒屋などに「メンズキッチンメニュー」の登場(コンテスト受賞者の作品)
- ・施設への慰労訪問で“メンズキッチン”を開催する

“メンズキッチンデー”アクションプランの効果の検証をおこない、次の計画へつなぐ

- ・学校や生涯学習の分野と連携して、“メンズキッチンデー”キャンペーンをし、調査をする。調査は、家事をするお父さん、おじいちゃんの状況、しない状況などを調べる
- ・これまでの成果や達成度を正確に把握し、効果を検証する過程で計画の見直しに資する
- ・今回策定された行動計画について、評価、検討する
- ・市民への認知度がどれだけ上がっているか意識調査を行い、見直しを検討する



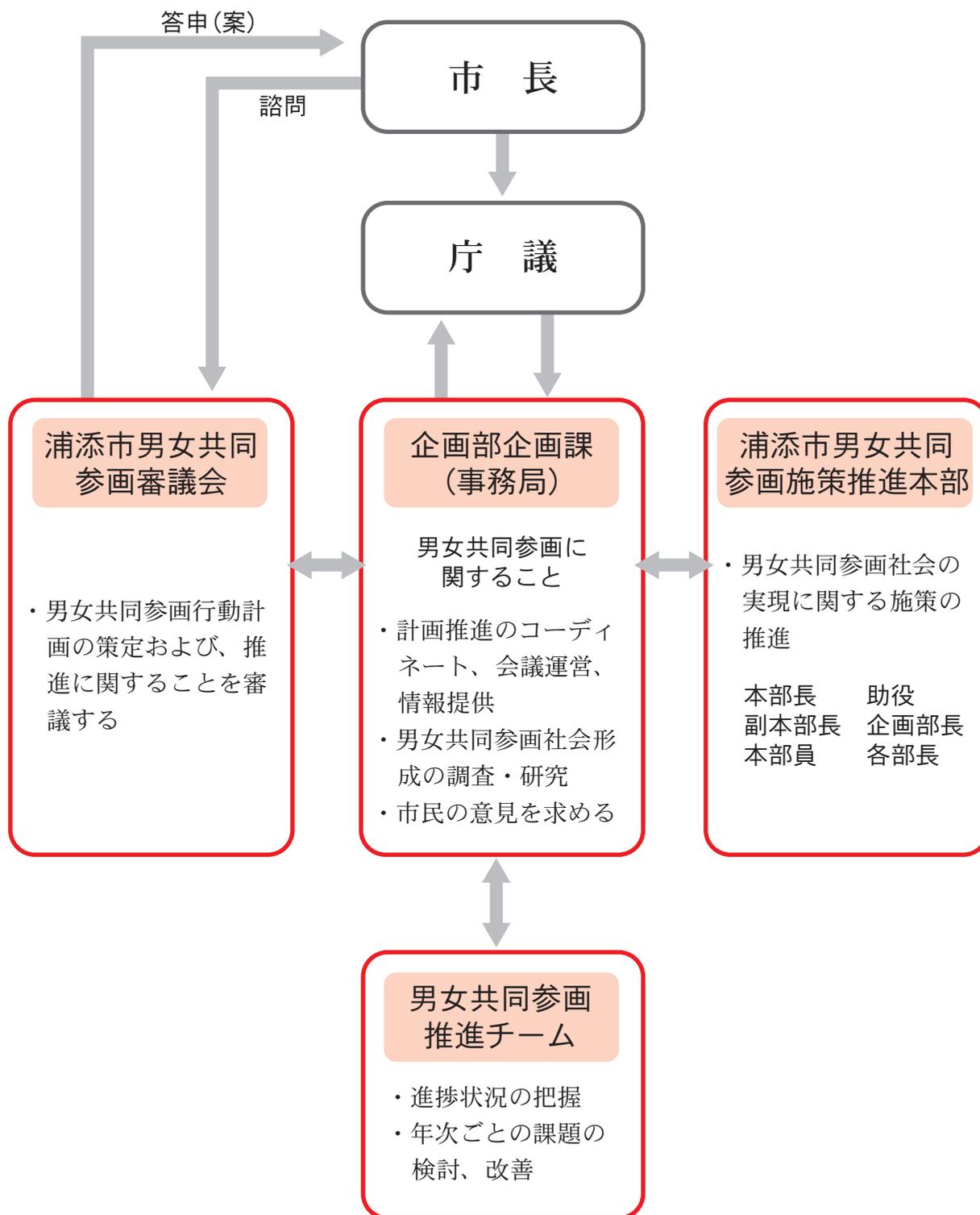
第5章

実現に向けて

第5章

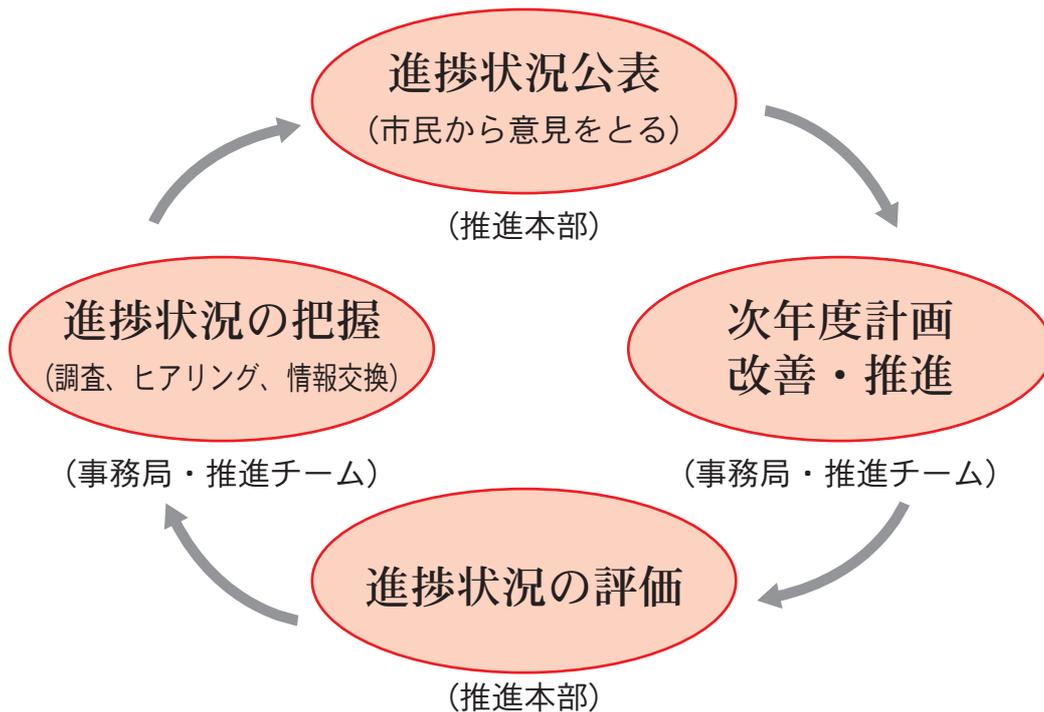
1. 推進のしくみ

第2次浦添市男女共同参画行動計画推進体制



2 . 進行管理の流れ

進行管理は、「企画課(事務局)」「第2次浦添市男女共同参画行動計画推進チーム」「浦添市男女共同参画施策推進本部」が連携、役割分担をし、次のように年次毎に推進します。



ポイント

(1) 第2次浦添市男女共同参画行動計画推進チームの設置

- ・ このチームは、この計画実現に関わる行政関係各課、関係機関、市民団体、企業、市民などの代表によって構成されます。
- ・ 推進チームは、進捗状況の把握、毎年度の進捗状況報告書の作成を事務局と共同して作成します。
- ・ 18年度は、計画策定ワーキングチームを主体に推進チームを構成します。

(2) 進捗状況を毎年度公表

- ・ 実効性および効果性を高めるために、年度ごとに進捗状況を把握し、評価・改善して次年度の計画推進に生かします。また、それらの内容を市民に公表します。

1．現状と課題

ワークショップによる現状と課題

ヒアリングによる現状と課題

行政職員アンケートによる現状と課題

2．浦添市男女共同参画審議会規則

3．浦添市男女共同参画施策推進本部設置要綱

4．男女共同参画社会基本法

5．用語の解説

1 現状と課題

市民、行政職員の協働によるワークショップで把握された男女共同参画に関する現状をまとめました。

1 . ワークショップによる現状と課題

(1)市民から見た現状

性別による固定的役割分担意識が無くなってきた

(10代～30代)

- ・ 女性だからといってできないことが無くなっている。
- ・ 家庭での家事もお互いに分担している。
- ・ 父親が保育園に迎えに来る。ミルクも作る。
- ・ 男性のトイレに育児用の配慮がされるようになった。

(40代～60代)

- ・ 男性が台所に立つこと、それを見ることにも抵抗がなくなった。
- ・ 学校行事にお父さんの参加が多くなった。
- ・ これまで女性が中心だった地域の高齢者を見守るふれあいサロン活動に男性が増えている。

職業に男女格差が無くなってきた

(10代～30代)

- ・ 保育士希望の男子学生が増えている。
- ・ 介護に男性の機能が求められてきている。
- ・ 看護婦から看護師、保母から保育士へ名称が変わった。

(40代～60代)

- ・ 2年前に浦添市公立保育所にはじめて男性保育士が生まれた。
- ・ 小学校の低学年の担任に男性教員の配置が増えてきている。
- ・ 女性の教頭・校長が増えてきた。

古い制度や習慣が変化してきた

(10代～30代)

- ・ 女性が学校、PTAなどで進出し、活躍している。

(40代～60代)

- ・ トートーメーを継ぐ女性が出てきた。

男性の意識や行動が変化している

(40代～60代)

- ・ 花屋やスーパーで男性を見かけるようになった。
- ・ ハーモニーセンターを男性が利用し始めている。

男女共同参画の認識が広がってきた

(40代～60代)

- ・ 男女共同参画が実感を伴って広がりつつある。
- ・ 産後の育児休暇が男性にも認められた。

社会の仕組みが変化している

(40代～60代)

- ・ 景気に伴って働き方の形態が変わってきた。(終身雇用の時代でなくなった)
- ・ パートで働く女性が増えた。

(2)行政職員から出た現状

子育て中の男女の支援をしている

- ・ 幼稚園カリキュラム終了後も預かり保育をして、子育て中の男女の就労支援をしている。幼稚園や保育所では、時間延長や一時預かり（350円/日額）などの実施。
- ・ 父親・母親が協力して子育てに関われるように情報提供、学習などのプログラムを提供している。
- ・ 子育て支援センターでは、在宅で子育てをしている親が孤立しないように、親同士、子供同士の交流を図っている。
- ・ ひとり親世帯への補助金支給、住民税の寡婦(夫)控除、預かり保育などにより、ひとり親世帯を支援している。

男女平等教育を促進している

- ・ 保育園や子育て支援センターでは、中学・高校生の男女を受け入れて体験学習を提供している。
- ・ 学校、保育園、幼稚園で体験や学習をとおして生命の尊さ、人権の尊重、男女の平等などの教育を実施している。

人権の尊重を学び認識する研修を実施している

- ・ ハーモニーセンターでは、社会的につくられた「ジェンダー」の問題を学び合うプログラムを提供している。
- ・ ハーモニーセンターでは、NPO「CAP」の協力により、暴力防止プログラムを取り入れ、演習している。
- ・ 児童虐待の早期発見、早期対応などについて、研修(保育士対象)をしている。
- ・ 児童家庭課では、児童虐待防止連絡協議会の委員や実務者を対象に児童虐待の早期発見と対応について研修している。
- ・ ハーモニーセンターでは、DVの発生防止のための研修を実施している。
- ・ 職員課(研修担当)では、職員を対象に、セクシャル・ハラスメント防止規程の制定、宣伝広報、研修、相談窓口設置などを実施している。

男女共同参画の職場環境の整備をすすめている

- ・ 消防署の職員(99名)の中に、女性がいなかったが、女性枠を設けて女性を採用する予定である。
- ・ 保育所に男性の保育士1名が採用されている。
- ・ 臨時職員には、各課について男女区別なく採用されている。
- ・ 圧倒的に女性が多い課、もしくは男性が多い課に少しずつではあるが男性・女性が入りつつあり、偏りの解消をすすめている。



高齢になっても社会参加ができるように、学習、就労の機会を提供している

介護を要する男女へ福祉・医療・保健のサービスを提供し介護の軽減を図っている



(3)市民から出た課題

性別による固定的役割分担意識が残っている

(10代～30代)

- ・子供が病気の時、仕事を休むのは母親が多い。
- ・家庭と仕事、夫婦の役割分担のバランスが難しい。
- ・公共のトイレのベビーベッドは女性のところに多い。

(40代～60代)

- ・ミスでだこが今も続いている。
- ・男性の経済的な責任が大きい。

職場における男女間に格差がある

(10代～30代)

- ・職場での雑務は女性が担当している。
- ・組織の中での男女差がまだある。
- ・首長、議員、会長などに政策決定の場への女性の参画が少ない。

(40代～60代)

- ・企業では女性の昇給は男性に比べてまだまだ弱い。

性差の認識について男女間に差がある

(10代～30代)

- ・危険な仕事や深夜の仕事をしている女性がいる。(女性)
- ・女性が強くなった分、男性が弱くなった。(男性)

(40代～60代)

- ・平等という意味が正しく理解されていない。(男性)
- ・女性の多い職場で都合よく、女性たちが男女平等を主張する場合がある。(男性)
- ・学校では現在も出席簿が男女で分けられている。(女性)

古い制度や慣習が残っている

(10代～30代)

- ・トートメーは長男が継ぐことになっていると言われる。
- ・行事の時、父親や長男は上座に座る。
- ・軍用地料が入る地主会には男子しか入れない。
- ・父子家庭の支援も申請すれば支援は受けられるが男性はプライドがあって申し出ることが少ない。

市民のニーズに対応した学習機会の提供や広報活動が不足している

(40代～60代)

- ・女性セミナー等の学習の場を提供しても積極的な参加が見られない。
- ・講座の時間帯や開催の仕方(方法)に工夫が足りない。
- ・ハーモニセンターが男性も利用出来るということを知らない人が多い。

障害者のための支援サービスがまだ足りない

(40代～60代)

- ・男女共同参画基本計画の中にも障害のある者への配慮の重視がうたわれているが、まだまだ不十分である。

(4)行政職員から出た課題

父子世帯への支援が弱い。また、父子世帯が支援を受けることに抵抗感をもっている

- ・「父子家庭世帯数は266世帯、母子家庭の世帯数は1674世帯、支援策は母子世帯に対するものが多い。それに対し父子家庭から不平等の声がある。児童扶養手当も同様に支給してほしいとの要求。しかし一方で父子世帯というものに対する社会的認知度は低く、父子家庭自身も施策に反映される目的で実施されるアンケート調査などに拒否反応が強く、権利拡大に向けた取り組みも母子家庭と比較すると弱く小さい現状がある。」

学習や交流の場に父親の参加が少ない

- ・子育てに父親と母親が共同で関わることをねらいとして、学習の場や、交流体験の行事を提供しているが、父親の参加が少ない。
- ・子育て支援センターには父親の参加が少ない。
- ・浦添市では、DV防止、ジェンダーなどのセミナーを開いているが、参加者の殆どが女性である。

若い世代と中高年の世代との意識の差は大きい

- ・どういう教育を受けたかによって、男女共同に対する意識の差がでてくる。
- ・男女平等教育を促進しているが、時代による社会環境によって平等意識は世代によって格差がある。

市民のニーズに対応する施策がまだ不十分である

- ・浦添市ではセクシュアル・ハラスメントの職場内規程をつくり、相談窓口の設置もできているが、市民一般の対象はこれからである。

定年退職後の男性の社会参加が少ない

- ・高齢者の社会参加は女性が多く、男性の社会参加を増やす為にも男性にも魅力あるプランが必要。



政策決定の場に女性の参画が少ない

- ・課長に就いている女性が少ない。
- ・企画調整係に女性がいない。
- ・政策決定の場には男性が多いが、市民活動、ボランティアなどの参加には女性が多い。
- ・浦添市の政策決定参加の機会として審議会への女性の登用が進みつつあるが、女性の比率はまだ低い状況である。



2. ヒアリングによる現状と課題

関係各課からのヒアリングによる現状と課題をまとめました。

(1)関係各課からの現状と課題

企画課

(現状)

- ・基本計画を策定するにあたって、「基本法や関連計画、上位計画をふまえること」「市民と行政が協働して取り組める、わかりやすい、実現可能な計画であること」「16年度に実施した市民と行政によるワークショップ報告書の成果を生かすこと」以上の3点が要点であると考えている。
- ・男女共同参画は、政策的にとりくまなければならないことであり、国、県、市町村が連携をとりながら推進している。また、市町村において、各自治体の実情をふまえた計画をたて、全庁的に推進することが求められているので、企画課にその担当が設置されている。
- ・国の基本法との整合性を図るため、17年度に女性会議を男女共同参画審議会に改称する。担当部署の名称は、女性行政担当であるが、来年度に改称をする予定である。

(課題)

- ・第2次行動計画については、具体的施策について部長クラスで構成する推進本部が設置される事となるが、担当部署を強化することもひとつの課題である。
- ・男女共同参画の施策推進については、全庁的にとりくまなければならないが、各課にその内容、重要性を浸透させるのに苦慮している。世代間や男・女によって「男女共同参画」への認識は多様であり、また、各課の業務にその視点を取り入れることの難しさもある。
- ・男女共同参画社会にむけて、法的には整備されてきたが、職場や地域活動や日々の暮らしの中で、具体的に実現することが重要である。市民も行政も一緒になってとりくめる計画(施策)が必要だ。
- ・男女共同参画推進条例の制定については、行動計画を推進していくなかで検討していく。

商工産業課

(現状)

- ・平成17年3月に策定された浦添市次世代育成支援行動計画の、ひとり親世帯の自立支援を推進するという施策に基づいて、平成17年6月から開講している無料のパソコン教室、昼コース・夜コースの2コースの定員、各20名の枠の中から5名、ひとり親を優先する枠を設けた。パソコン教室についてはニーズが高く、抽選で受講生を決定している状況。以前から女性への就労支援として、ひとり親世帯が受講できるようにしてほしいという要望が母子寡婦会からも出ていた。
- ・課としては毎年、市長と共に、市内の企業に対して、ひとり親世帯や若年層の採用を優先してほしいという要請しているが、状況としては厳しい。
- ・地元企業の男女共同参画に関する状況は把握していない。
- ・市内でも女性企業家も活躍してきている。

(現状)

- ・行政は民間企業や事業主に対して法的立場からも指導、助言する位置付けをされているにもかかわらず、県や国からの雇用機会均等法や育児・介護休業制度に関するチラシ等を市の窓口に置く程度で、企業や事業主に対して積極的な働きかけをしてこなかった。
- ・これまで、課の業務と男女共同参画との関連が見えづらかった。また、研修についても男女共同参画を施策として推進するためのものであるにもかかわらず、参加については職員の自主性にまかされていたので、その取り組みが弱かった。今後は参加しなければならないような強制力を持たせて、職員の意識を改革し全庁的な取り組みにしていくことが必要である。

児童家庭課

(現状)

- ・国の法改正に基づき、浦添市ひとり親家庭自立促進計画を策定した。計画では特に母子家庭に対する子育てと生活支援策、経済的自立のための就業支援策などを重点にしている。
- ・課では直接にはDVや虐待についての相談という形をとらないケースについても、相談が必要だと担当者が判断した場合は相談窓口や関係機関につなげるようにしている。
- ・以前は児童手当の受給者は世帯主である父親がほとんどであった。しかし、国の方針をうけて、母親に収入がある場合、双方に極端に収入の差がなければその世帯の判断にまかせ、父親、母親のどちらでも受給者になれるようになった。それまで児童手当に関する文書を父親宛にのみ出していたが、現在は該当する世帯には母親宛にも文書を出している。
- ・手続きのために行政の窓口に来るのは女性が多い。
- ・女性相談員や家庭児童相談員の他に、今年度からは母子自立支援員を配置して相談窓口の機能強化と充実を図っている。また警察や学校など関係機関とのネットワークづくりや児童虐待防止のためのリーフレット等を作成し、市民に対しての啓発をしている。また市民のDVや虐待に対する認識も強くなり、通報は市民からのものがほとんどである。
- ・老朽化していた母子寮(20世帯)が平成17年10月に新築完成する予定である。

(課題)

- ・男女共同参画と課の業務との関連が見えづらい。
- ・係の名称が母子係となっているが、実情は母子だけでなく父子も対象としている。今後はその係の名称についての検討も予想されるが、国や県と連動した取り組みが必要である。また児童扶養手当が母子のみの対象となっている。現況は母子と同様に経済的支援を必要としている父子もいるが、国の制度が旧来のままである。
- ・長引く経済不況に離婚率が増加傾向にあり、母子寮への入所希望者も年々多くなっている。母子寮は母子の生活自立支援を目的としているが雇用条件も悪いので正規雇用者が少なく、自立できる人は少ない。ほとんどが任期満了で母子寮を退所していく状況である。

保育課

(現状)

- ・次世代育成支援対策推進法を受けて、平成17年3月に次世代育成支援計画を策定し、施策として待機児童解消に向けた保育サービスの質的、量的充実や子どもや母親の健康の確保、男性を含めた働き方の見直しと男性の子育て参加の促進などを推進していく予定。
- ・子育て支援センターでは子育てパンフレットを作成し、父親と一緒に遊べる公園等を紹介。保育所では、父親保育参観日を設けたり、行事等で父親の子育てへの参画を促すための取り組みをしている。
- ・児童センターや学童の係の名称がわんぱく係になった。
- ・保育所ではジェンダーの視点から男の子も女の子も好きな色を選ばせている。
- ・保育所や児童センターの職員は圧倒的に女性が多い。現在は男性の保育士は1名。もっと男性を増やしたいが資格との関係から女性の応募が多い。

(現状)

- ・浦添市は平均年齢が35歳と若い世代が多く、県内でも出生率が高い自治体である。多様なニーズへの保育サービスや保育所の定員を増やす等して対応しているが、待機児童は多く、その解消は大きな課題である。平成21年までに待機児童ゼロを目標にして保育所の整備を計画的に進めている。

(2)関係機関・団体からの現状と課題

関係機関および関係団体からのヒアリング
による現状と課題をまとめました

浦添市教育委員会学校教育課

(現状)

- ・小学校では道徳や体育の授業で男女の性の違いや差別をしないように指導している。中学校では社会科の授業で日本国憲法でうたわれている個人の尊厳と法の下での男女平等について指導する等、学校における教育活動全般を通じて発展段階に応じた男女の平等と相互の理解や協力について指導している。
- ・浦添市においては、混合名簿の取り組みはしていない。また父母や教職員からの要望も出ていない。
- ・児童生徒の進路の指導についても男女平等観に立った進路指導を行っている。
- ・児童生徒は男女平等の意識があたりまえになっているが、小学生の女子に「男に生まれれば良かった」とか「スカートをはきたくない」という者がいる、しかし逆は少ない。

(課題)

- ・教職員は賃金の面では男女平等であるが、役割においては差がある。例えば、中学校では部活の顧問や学年主任等は男性が多い。このような状況に対して少数ではあるが、男女共同参画に反しているのではないかという声が男性の教職員から出てきている。
- ・女性は家事や育児、介護など家庭での負担が大きい。そのためか、女性で管理職になろうとする人が少ない。また管理職試験を進めてもなかなか受験しないので、その結果として女性管理職が少ないという現状がある。
- ・小学校の教職希望者は圧倒的に女性が多く、試験の成績も女性が良いので、採用されるのも女性が多くなる。それで小学校では男性教師に負担がかかっている面もある。また中学校でも、比率的には女性の割合が高い状況である。
- ・男女共同参画に対する認識は多様であり、学校の業務においても、男女それぞれの特性を活かすことが大切である

浦添市教育委員会・ハーモニーセンター

(現状)

- ・このセンターは、女性・青年の能力開発を目的として、講座の開設、情報の提供、団体間交流の場づくりをしている。
- ・センターには、講座企画、相談支援をする社会教育指導員2名(嘱託)が配置されている。中央公民館や生涯学習振興課に配置されている指導員らと月1回連絡協議を開いている。
- ・第1次女性行動計画の施策の一環として、センターの事業が位置づけられているものもあるが男女共同参画の視点は弱いと思われる。また、男女共同参画に対しては、個々の指導員によってその関心や理解度に温度差があるように思われる。

(現状)

- ・ハーモニーセンターは、女性および青年への能力開発を目的として開設されている。対外的(県内外)には、男女共同参画推進のためのセンターとしてみられ、それに関する情報が寄せられてくる。しかし、十分に生かされていない状況である。
- ・「てだこ女性プラン」があることすら知らない職員もいた。第2次行動計画が策定されたら、この計画に基づき、男女共同参画の視点から、ハーモニーセンターの事業を政策的にすすめることが重要であり、課題である。
- ・中央公民館の事業と重複している内容が多いので、公民館とハーモニーセンターとの機能のちがいを明確にし、それぞれが特性を出しつつも、学習・交流の拠点として連携して施策をすすめることが課題である。

浦添市婦人連合会

(現状)

- ・ 昭和23年に浦添市婦人連合会が誕生。58周年を迎えようとしている。会員は年々減少しており、年年齢層は60代を中心に高齢者層が多い。6年前に13支部から7支部に激減した。
- ・ 今年から、若年層の掘りおこしをねらいとして、自治会長やPTAとの連携をとっている。若い年代層が入り始め、2支部を新しく設立することができた。
- ・ 事務局は、浦添市ハーモニーセンターに設置。活動は「生活学校・中央婦人学級」「婦人防火クラブ」「交通安全母の会」の3本柱を中心に実施している。その他、市の行事や県婦連の行事などに参加協力している。

浦添市女性団体連絡協議会

(現状)

- ・ この団体の設立のきっかけは、沖縄県女性計画「でいごプラン」策定後、県から市町村への通達、そして浦添市行政からの呼びかけであった。その頃、「てだこ女性プラン」が策定され、またその活動拠点であるハーモニーセンターも建設されていた。浦添市には婦人会の他、商工会婦人部などの女性たちの活動グループが複数あった。平成5年に呼びかけに賛同する団体が集まり設立された
- ・ 事務局は、当初、役員の自宅や職場にあったが、実質は行政が担当していた。平成13年より庶務を採用したが、事務局組織としての形態にはなっていなかった。今年から、ハーモニーセンターに事務局をおき、センターの社会教育指導員(嘱託)が事務局を担当している。事務局に組織としての形態ができつつある。

(課題)

- ・ これまで、女性達の活動は、婦人会が中心となって担ってきた。しかし、社会ニーズの変化により、浦添市には多様な女性団体が育っている。これらの多様な活動からニーズをつかみ、政策提言するのが女団協の役割だろうと思う。一方、婦人会は地域に密着した活動ができるので、婦人会と女団協は同じことをするのではなく、それぞれの特性を活かした活動をして、まちづくりをすることが課題である。

3. 行政職員アンケートによる現状と課題

行政職員の意識調査アンケートからみえた現状と課題についてまとめました。

1. アンケートの目的：

第2次浦添市男女共同参画行動計画の策定に向けて、行政職員の男女共同参画に関する意識を調査し、計画策定の参考にするために実施したものです。

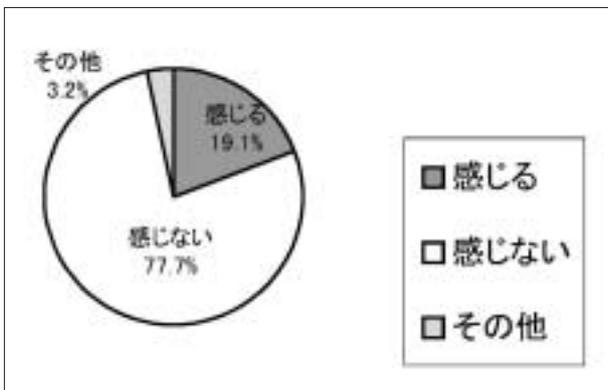
2. 調査時期：平成16年6月

3. 調査対象：浦添市職員・臨時及び嘱託職員

4. 回収率：52.0% 対象数 1282人 男(321人) 女(346人) 合計 667人

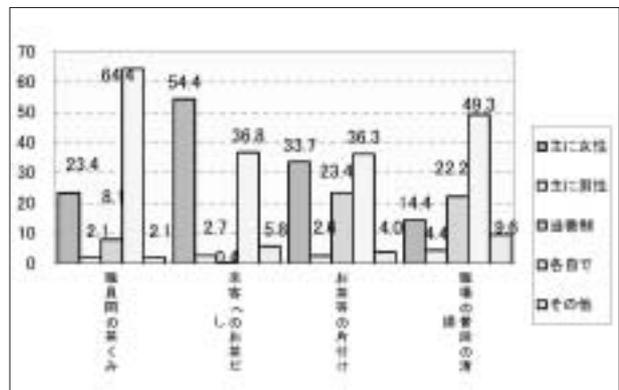
職場編

Q. 部署において不平等を感じますか？



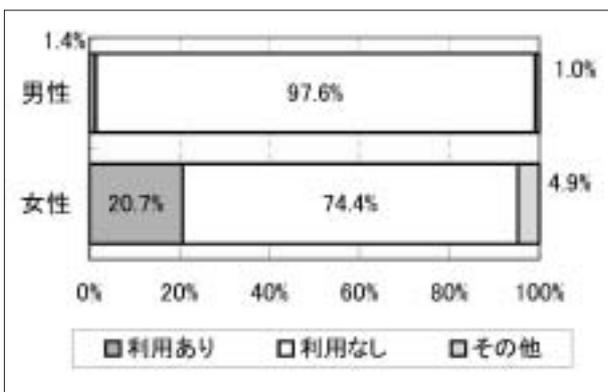
各部署においては、不平等を「感じない」とする回答が8割弱と最も高く、一見、問題は少ないように見える。しかし、不平等を「感じる」という回答が2割近い数値を示していることは決して少なくないし、無視できない数値だ。

Q. あなたの部署で次のことがらについてどのように行われていますか？



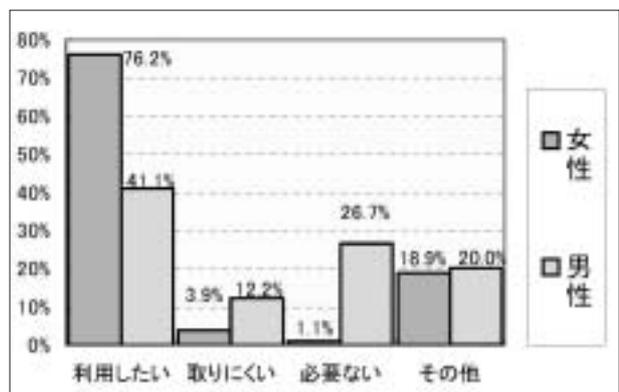
各部署における日常的な雑務については、概ね「各自で」行なっている。しかし、「普段の掃除」を除けば、残りの雑務は「主に女性」という偏った状況も目立っている。とりわけ、来客へのお茶出しは「各自で」よりも圧倒的に「主に女性」が抜きん出ている。

Q. 育児休業についてお聞きします。



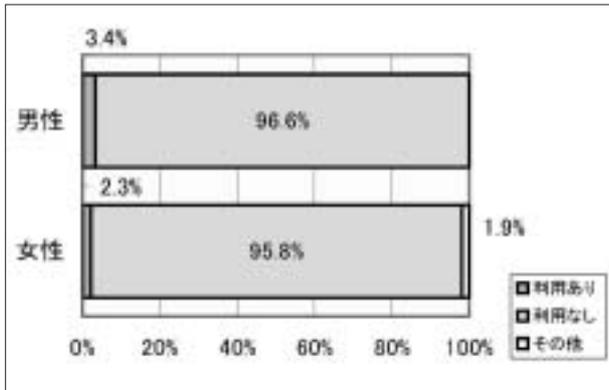
育児休業に関しては、圧倒的に男性の利用者が少ない(皆無に近い)。これは、日本国内の一般的な傾向でもある。これまでに民間と同じ数値を表すということは、休業中の保障内容の不十分さなのか、あるいは職場の中に利用しにくい雰囲気があるのか。

Q. これから先機会があれば育児休業を利用したいですか？



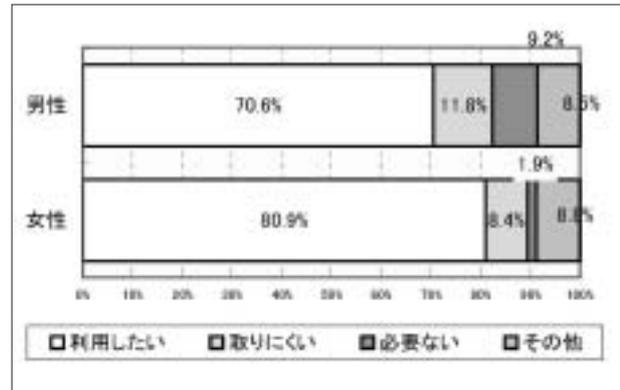
左のデータから推察したことを表すように、このデータからは育児休業を利用する「必要はない」と回答する男性が3割弱もいる点がポイントとなる。確かに「利用したい」という男性の回答が4割に達成していることも重要だが、女性に比しても半分ほどでははるかに低い。「取りにくい」という数値がそれほど高くないことを鑑みると、市職員の男性が育児休業を利用しない背景には「職場の雰囲気や保障内容」というよりは、休業制度の認識に問題があるようだ。

Q. これまでに介護休暇を利用したことがありますか？



介護休暇制度に関しては男性、女性ともに実態に差はない。

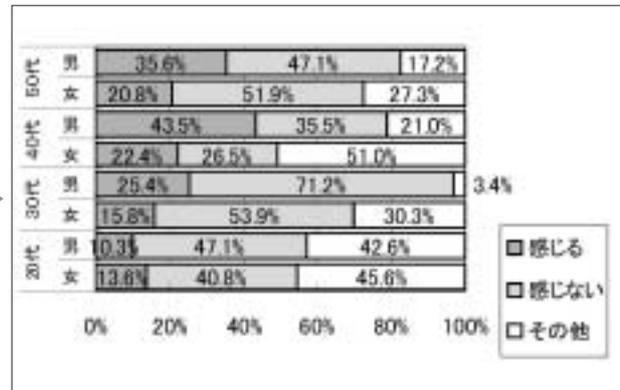
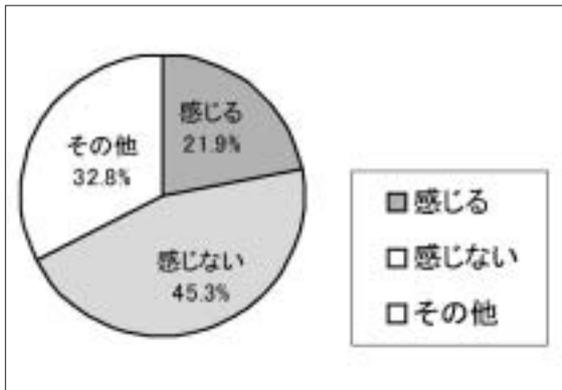
Q. あなたの部署で次のことがらについてどのように行われていますか？



介護休暇利用の意識については、全般的には「利用したい」が高い数値を出し、かなり意識が高いようである。

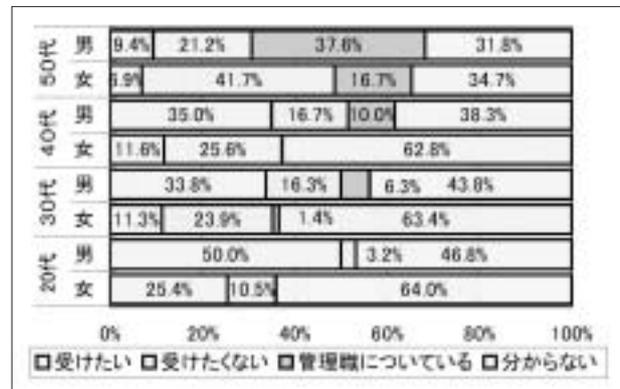
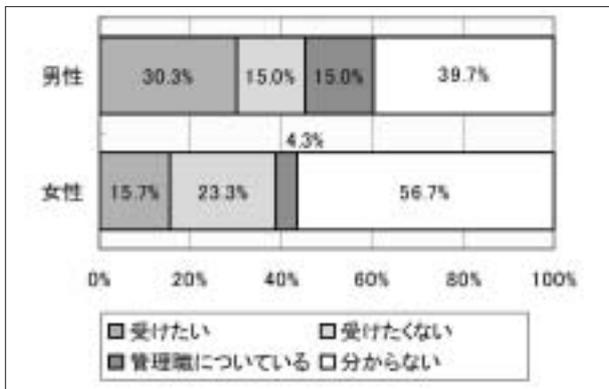
ただし、男性の「取りにくい」「必要がない」が1割前後に達していることは無視できない数値である。女性の「取りにくい」が1割弱いることも無視できない。

Q. 昇進昇格等で、男女不平等を感じますか？ 年代別に見ると・・・



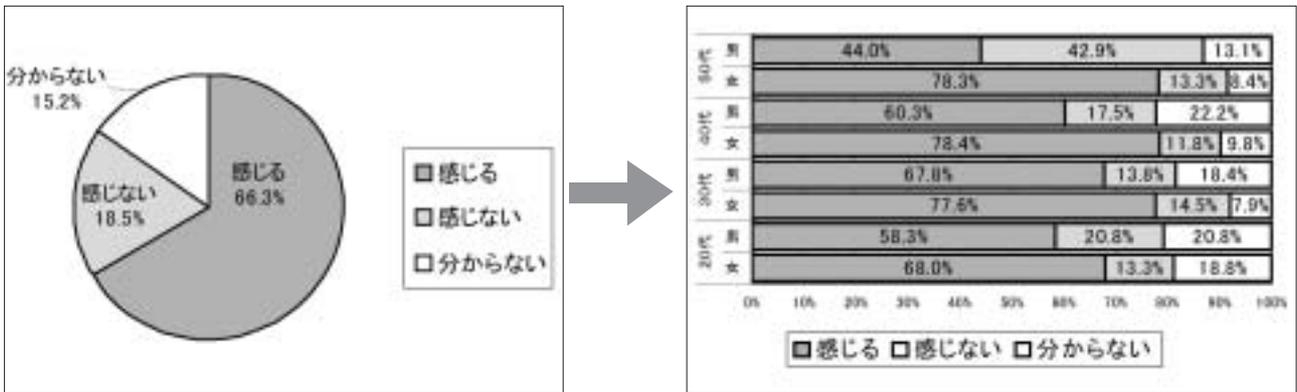
昇進昇格等の男女間の不平等については、全般的には「感じない」が45%と最も高い。しかし、「感じる」という回答が2割を超えており、これも決して低い数値ではない。とりわけ、40歳代～50歳代の男性職員にかなり昇進昇格の男女不平等感が感じられる。

Q. あなたが管理職や役職につく機会があったらどうしますか？



管理職につく機会があった場合「分からない」という回答がかなり高いが、やはり家庭的な事柄を大きく抱える女性は、この機会に保留的な態度が強く出ている。「受けたくない」という回答にも、数値としてよく表れている。また男女ともに20歳代ほど（つまり若い世代ほど）登用のチャンスを「受けたい」という積極的意識を持っている。それとは逆に、年代が上がるにつれて「受けたくない」という意識が強く、特に50歳代の女性は群を抜いて高い。

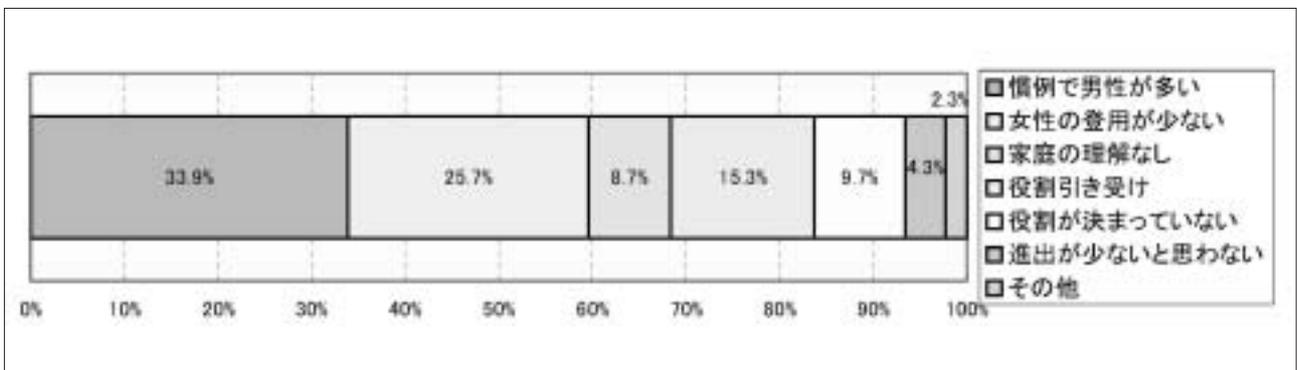
Q. 社会の中で、男女不平等を感じることはありませんか？ 年代別で見ると…



市職員の社会認識に関わる問題として、男女の不平等感を「感じる」とする者が6割強を占め、かなり高い数値となっている。先ほどの各部署での男女不平等感とはまったく正反対の結果である。

しかし、性別ごとにみると、注目したいのは30歳代～50歳代の女性で不平等を「感じる」者がほぼ同じ数値で8割弱を占めていることである。「昔よりは改善された」と言われながらも30歳代～50歳代の女性がほぼ同じ数値であることは、格差の内容・質は時代とともに変われど不平等な状態には変わらないという意識が強く出ているようだ。

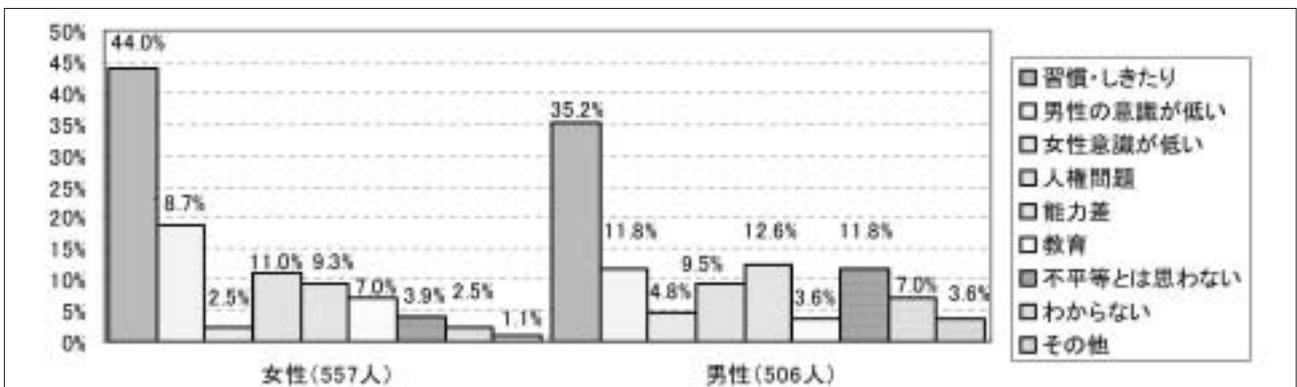
Q. 委員会・審議会等の政策決定の場に女性が少ない理由はなんだと思いますか？



政策決定の場に女性の登用が少ない要因について、「慣例」「女性の登用が少ない」といった、惰性的な問題が背景にあるようだ。これは各部署職員の意識、とくに「市民と連携した市政」という意識の強さの問題でもある。

今後、男女共同参画計画に明確な男女比の登用基準を数値で設定するとともに、ポジティブ・アクションの理念のもとで職員の意識を向上させ、そして市民の人材発掘に努力を惜しまないことが肝要である。

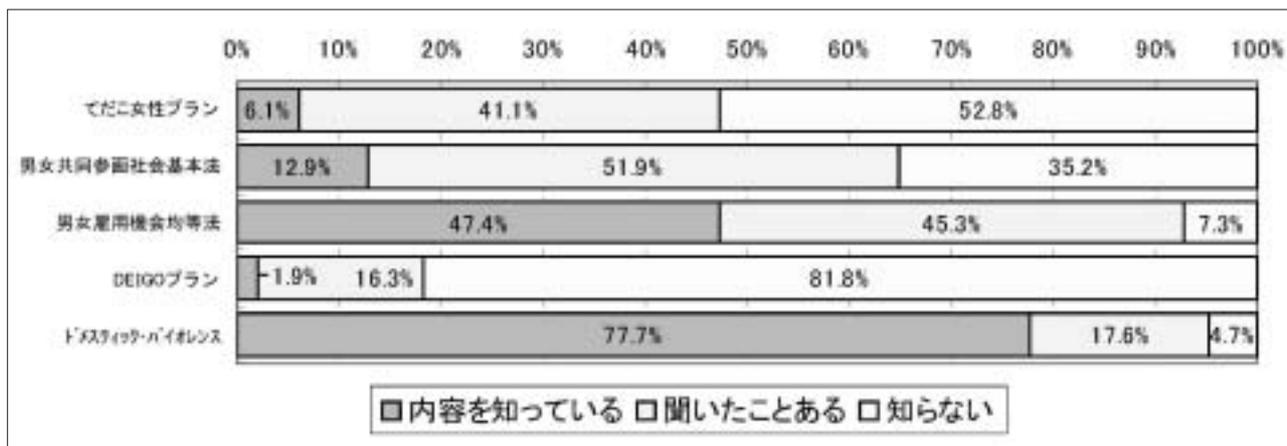
Q. 委員会・審議会等の政策決定の場に女性が少ない理由はなんだと思いますか？



男女の不平等がなくなる要因として、市職員は男女ともに慣例・しきたりの問題を強く感じているようだ。

しかし、注目したいのは、「不平等とは思わない」という回答で男性が1割を超えており、女性とのあいだに認識のズレがあるということである。他方、女性は「男性の意識が低い」という回答で2割弱に達しており、ここでも男性との認識のズレが現れている。

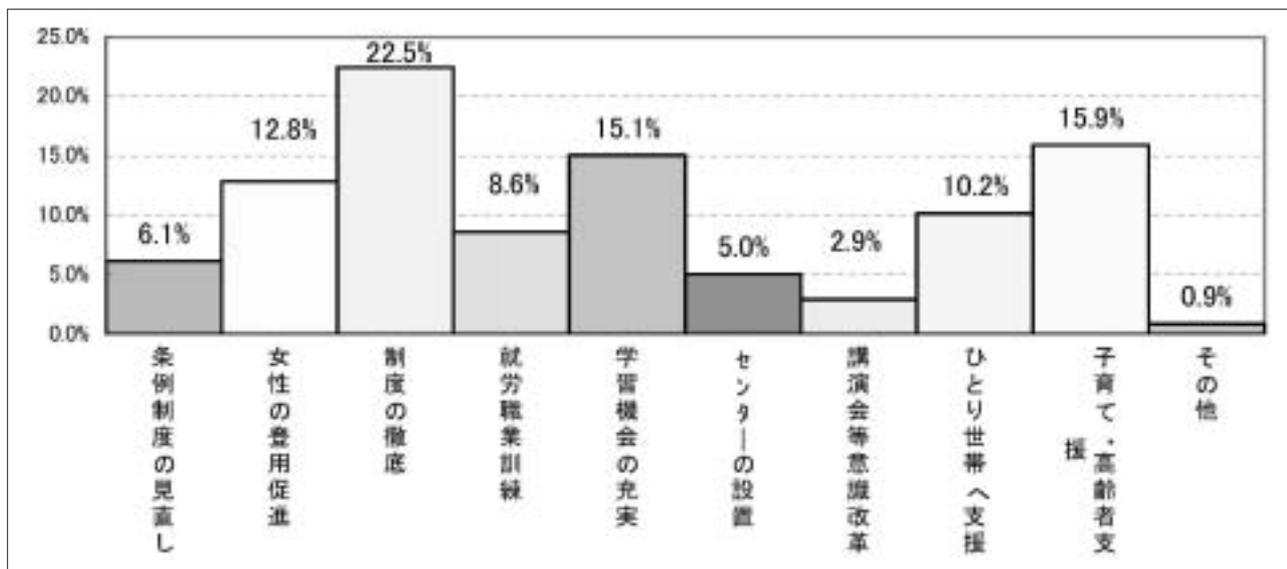
Q. 男女共同参画社会づくりに関する次のことがらを知っていますか？



男女共同参画社会づくりに関わる重要な法制度やプランについて認知度を見ると、DVに関する認知度がダントツ高く、男女雇用均等法が次に高い。しかし他の項目をみると、「聞いたことがある」「知らない」という回答が5割を超えている。とりわけだこ女性プランの認知度が6%台というのはだこ女性プランが事実上形骸化していたことの現われかもしれない。

しかし、以上の数値すべてに関してもいえることは、行政職に携わるものとして言い訳しがたい数値である。

Q. 浦添男女共同参画に取り入れて欲しいことを選択してください。



浦添市の男女共同参画計画に取り入れて欲しい項目として、諸制度の徹底が高い数値となっている。また、今日の少子高齢社会を反映するかのよう、子育て・高齢者支援に関しても関心が強い。

もう一つの特徴として、「女性の登用促進」や「学習機会の充実」が比較的高い数値となるなど、女性自身のエンパワーメントを重点項目に挙げている者が多いことである。

2 . 浦添市男女共同参画審議会規則

平成元年4月1日
規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、浦添市附属機関設置に関する条例(昭和47年条例第4号)第3条の規定に基づき、浦添市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織運営に関し、必要な事項を定めるものとする。
(一部改正〔平成7年規則18号・17年19号〕)

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項について調査審議する。
(1) 男女共同参画行動計画案の策定に関する事。
(2) 男女共同参画社会の形成のための諸施策に関する事。
(3) その他男女共同参画に関する事。
(一部改正〔平成7年規則18号・17年19号〕)

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。
2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1) 市民
(2) 学識経験者
(3) 各種団体に属する者
(一部改正〔平成17年規則19号〕)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会には、会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。
2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
3 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
(一部改正〔平成17年規則19号〕)

(審議会)

第6条 審議会は、会長が招集する。
2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ審議会を開くことができない。
3 会長は、審議会における審議の参考に供するため、必要と認める場合には、委員でない者を審議会に出席させ、意見を述べさせることができる。
(一部改正〔平成17年規則19号〕)

.....

(部会)

第7条 審議会に特定の事項を調査審議させるため、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、審議会の議を経て会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選でこれを定める。

4 部会長は、部会の会務を掌理する。

5 副部会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 前各項に定めるもののほか部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(一部改正〔平成17年規則19号〕)

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(一部改正〔平成17年規則19号〕)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年6月30日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年6月27日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

3 . 浦添市男女共同参画施策推進本部設置要綱

平成10年1月27日
訓令甲第1号

(設置)

第1条 男女共同参画に関する施策を総合的に推進するため、浦添市男女共同参画施策推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 男女共同参画行政に関する施策の効果的な推進に関する事。
- (2) 男女共同参画行政に関連する事業の総合調整に関する事。
- (3) その他男女共同参画行政に必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長、本部委員をもって組織する。

2 本部長は、助役をもって充てる。

3 副本部長は、企画部長をもって充てる。

4 本部委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

4 本部長、副本部長及び本部委員の任命については、別に辞令を用いることなくそれぞれの職に命ぜられた者とする。

(本部長又は副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じ本部長が招集し、本部長が議長となる。

2 推進本部の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 本部長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を推進本部の会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、企画部企画課において処理する。

(雑則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 浦添市女性施策推進本部設置要綱(平成4年訓令甲第1号)は、廃止する。

附 則(平成17年6月27日訓令甲第17号)

この訓令は、平成17年6月27日から施行する。

附 則(平成18年2月24日訓令甲第3号)

この訓令は、平成18年3月1日から施行する。

別表(第3条関係)

総務部長	市民部長	福祉保健部長	建設部長	教育部長
都市計画部長	指導部長	水道部長	消防長	文化部長
西海岸開発局長				

4 . 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号
同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

目次

前文

第一章 総則(第一条 第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条 第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条 第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

.....

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。



(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。



.....
(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

.....

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

.....

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。
-

.....

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

.....

.....
(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日 = 平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

.....

5 . 用語解説

あ～こ

エイズ (AIDS:Acquired Immunodeficiency Syndrome)

後天性免疫不全症候群。HIV(ヒト免疫不全ウイルス)の感染により免疫機能が低下する疾患。性的接触・血液・母子感染が主な感染経路であり、致死率が高い。

HIV (Human immunodeficiency virus)

ヒト免疫不全ウイルス。免疫機能を低下させる疾患であるエイズの原因ウイルス。

NPO (Non Profit Organization)

非営利の社会活動団体のこと。単に営利を目的としないだけでなく市民の自発的な意思による公益的な活動を行う団体、グループを指す場合が多い。

エンパワーメント (empowerment)

自らの力(パワー)を自覚し、自立性を取り戻しながらその力を発揮できるよう支援する過程。また、女性が自分自身の生活や人生を決定する権利と能力をもち、社会的・経済的・政治的な意志決定過程に参画することを意味する。

合計特殊出生率

一人の女性が生涯に平均何人の子どもを産むかを示す値。

高齢化

総人口に占める65歳以上の高齢者の割合が増加する傾向のこと。これが進展すると医療、年金、介護費用などの増加や若年労働力の減少などの問題が起こる。

高齢化社会

総人口に占める65歳以上の人占める割合が7%を超えた社会のこと。

高齢社会

総人口に占める高齢者の比率が高い水準で安定した社会。65歳以上の人占める割合が14%を超えた社会のこと。

固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」「男は主役、女は従」というように、性の違いによって役割を固定してしまう考え方や意識をいう。これは、生活上の役割というよりも、男性優位の関係をつくりあげる背景となっていることから、女性問題を考えるうえでのキーワードであるといえる。また、「男らしさ、女らしさ」も、この意識に基づく、役割への期待が反映されているといわれている。

さ～せ

参画

社会の様々な場に、単に「参加」するだけでなく、社会を動かす主体として施策・方針・意志決定の場に関わること

ジェンダー (gender)

生まれる前に決定されている生物学的な性「セックス(sex)」に対して、出生後に、「女らしい・男らしい」といったようなこうあるべきだとして身に付いた性役割のこと。

ジェンダー・フリー

「女らしさ・男らしさ」といった固定的な性役割にとらわれず行動すること、自分らしく生きること

児童虐待

保護者などから行われる虐待。身体的な暴力、わいせつな行為、食事を与えない、放置する、精神的に傷つける言動など、さまざまなものがある。

少子化

出生率の低下により子どもが減少する傾向のこと。これが進むと、高齢化の傾向をますます助長し、社会の活力低下や若年層の経済的負担増などの様々な影響が予想される。

ストーカー

一方的に相手に恋愛感情や関心を抱き、相手もまた自分に関心を抱いている(抱くようになるはずだ)と病的に思い込み、執ように相手をつけ回し迷惑や攻撃や被害を与える人のことをいう

性行為感染症

主に性行為を通して感染する諸疾患の総称。従来の性病に加えて、非淋菌性尿道炎・後天性免疫不全症候群(エイズ)など幅広い疾患が含まれる。

性の商品化

主に女性の性を人格から切り離して=商品として扱う傾向のことで、売買春からポルノ、雑誌、写真集の刊行物、女性のセックスアピールを誇張した広告まで広い意味で用いられる

セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)

異性に対して行われるさまざまな「性的いやがらせ」。相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれる。

た～む

男女共同参画

人権尊重の理念を社会に根づかせ真の男女平等の達成を目指す概念であり、とりわけ、男女があらゆる分野の政策・方針決定の場に平等(同等)に参画することを重視する。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されている社会。また、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

男女混合名簿

名簿を性別に分けず、五十音順や生年月日順などによって男女を一緒にした名簿。男女平等教育を進める上で、男が前、女が後ろといったような意識を生み出さないよう導入され始めている。

DV (ドメスティック・バイオレンス Domestic Violence)

配偶者や恋人からの暴力を指す。また、女性、子ども、高齢者、障害者などの家庭内弱者への「継続的な身体的、心理的虐待、性的虐待などの家庭内暴力」も含み、女性問題との関連では、法律上の婚姻の有無を問わず親密な関係にある男性が女性に対して用いる身体的暴力及び心理的暴力を指す。

ノーマライゼーション

全ての人があるがままの姿で、通常的生活を送る権利を可能な限り保障するという考え。

バリアフリー

生活をしていくうえで障壁(バリア)となるものを除去するという意味。現在はより広い意味に受け止めら、障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障害の除去という意味で用いられている。

無償労働(無報酬労働 unpaid work)

賃金労働など市場で貨幣による評価が行われる労働に対し、家庭内で家事、育児、地域社会の様々な活動など市場での評価が行われず、無償で行われる労働のこと。担い手の多くは女性である。また、金や報酬を伴わず数量的に把握することが困難なことから、女性の果たしている役割が過小評価されるといった結果を生んでいる。その働きを正当に評価し、目に見えるものにすることが女性のエンパワーメントにとって不可欠であるとの共通認識が広がり、その測定・評価、政策化への取り組みがすすめられている。

め~り

メディア・リテラシー (media literacy)

メディア(新聞・テレビ・ラジオなどの情報媒体)の内容を視聴者や読者が無批判に受け入れるのではなく、主体的かつ客観的に解釈、選択し、使いこなす能力(メディアを使って表現する能力も指す)のこと。これはメディア社会における生きる力として、メディアを主体的に読み解く能力(情報を伝達するメディアそれぞれの特質を理解し、そこから発信される情報について批判的に分析、評価、吟味し、活動的に選択する能力)、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じてコミュニケーションを創造する能力の3要素が有機的に結合したもの。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (Reproductive health/rights)

子どもを産む、産まない、いつ何人産むかなどを女性が自分で決める権利を認めようとする考え方。ライフサイクルを通じて個人、特に女性の健康の自己決定権を保障するもので、すべての人々の基本的人権として位置づける権利である。

【参考資料】

- ・ 『沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン～』 沖縄県 2002年
- ・ 『男女共同参画行政の概要』 沖縄県 2003年
- ・ 『浦添市男女共同参画・第二次行動計画 策定に向けたワークショップ報告書』 浦添市 2004年
- ・ 『第2次那覇市男女共同参画計画 なは男女平等推進プラン』 那覇市 2003年
- ・ 『とんとんみープラン』 佐敷町 2004年
- ・ 『名護市男女共同参画計画 あい・愛・プラン』 名護市 2004年
- ・ 中央法規出版編集部・編 『社会福祉用語辞典』 中央法規出版 2004年